

第2次愛荘町総合計画  
(後期基本計画)

# 第3部

# 基本計画

# 第1章 施策の体系

めざすまちの姿  
**愛着と誇り。**  
**人とまちが共に輝く 未来創生のまち。**

基本方針	分野別計画	主要施策
<b>1</b> 健康でいきいき暮らせるまちづくり	1-1. 健康づくりの推進	1. 健康づくり運動の推進 2. 子育て世代への包括的な支援 3. 自尊感情の醸成
	1-2. 医療体制の充実	1. 地域医療体制の確保
	1-3. 子育て支援の充実	1. 親子の健やかな育ちの支援 2. 地域の子育ての支援 3. 教育・保育サービスの充実 4. 援助を必要とする子育て家庭の支援
	1-4. 障がいのある人の福祉の推進	1. 地域の中で安心して暮らせるまちづくり 2. 地域で自立して生活できるまちづくり 3. 心通う、助け合いのまちづくり
	1-5. 高齢者福祉の推進	1. 介護予防の充実 2. 認知症対策の充実 3. 在宅介護支援の充実 4. 医療・看護・介護の連携強化 5. 生活支援・見守り体制の充実 6. 生きがいや余暇の充実
	1-6. 地域共生社会の推進	1. 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進 2. 支援が必要な人を見逃さない地域づくり 3. 包括的な支援体制の構築
<b>2</b> 夢と志を育む学びのまちづくり	2-1. 幼児教育の充実	1. 幼児教育活動の充実 2. 幼児教育環境の整備
	2-2. 学校教育の充実	1. 「学びの場」の充実 2. 学力向上の推進 3. 個別最適な学びの推進 4. 地域とともにある学校づくり 5. 自尊感情の育成 6. 学校教育環境等の整備
	2-3. 幼児・児童生徒の健康管理	1. 健康教育の推進 2. 体育授業・部活動の充実 3. 食育の充実
	2-4. 生涯学習の推進	1. 生涯学習へのきっかけづくり 2. 自己を高めるための学びの場づくり 3. 地域と学校の連携・協働 4. 生涯学習施設の充実
	2-5. 生涯スポーツの推進	1. 生涯スポーツの普及・振興 2. スポーツ活動支援の充実 3. スポーツ施設の整備・充実 4. 「国スポ・障スポ」に向けた取組の推進
	2-6. 青少年健全育成の推進	1. 子どもや青少年健全育成に向けた活動への支援 2. 青少年活動の活性化 3. 放課後児童の安全確保
	2-7. 文化・芸術の振興	1. 文化・芸術活動の推進 2. 文化団体・指導者の育成 3. いつでも文化・芸術を楽しめるまちづくり
	2-8. まちじゅう読書の推進	1. 「知と情報の広場」としての図書館機能の充実 2. 子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化 3. まちじゅう読書の拠点としての図書館整備
	2-9. 歴史文化の継承と活用	1. 文化財情報の発信 2. 文化財の保存と活用 3. 地域文化の保全と継承

3 活力あふれるにぎわいのまちづくり	3-1. 農林業の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未来へつなげる田園風景</li> <li>2. 新たな農業へのチャレンジ</li> <li>3. 多様な担い手の確保・育成</li> <li>4. 森林資源の保護・保全と適正利用</li> </ol>
	3-2. 商工業の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業者等の振興</li> <li>2. 地場産業の振興</li> <li>3. 創業・起業の支援</li> <li>4. 異業種交流の推進</li> </ol>
	3-3. 雇用の安定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業内人権啓発の推進</li> <li>2. 就労支援の推進</li> <li>3. 企業誘致の推進</li> <li>4. 児童生徒の勤労観等の醸成</li> </ol>
	3-4. 観光まちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 体験型・交流型観光の推進</li> <li>2. 観光客に選ばれ続ける魅力の発信</li> <li>3. 魅力の再発見・新発見</li> <li>4. 観光ニーズに合った物産の開発・提供</li> <li>5. 観光受入環境等の整備</li> </ol>
4 安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり	4-1. 防災・減災対策の強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然災害対策および防災体制の充実</li> <li>2. 危機管理体制の充実</li> <li>3. 浸水・治山・砂防対策の推進</li> </ol>
	4-2. 交通安全対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故による被害の防止</li> <li>2. 交通事故が起こらない環境の創出</li> <li>3. 安全で安心な道路交通環境の整備</li> </ol>
	4-3. 防犯対策・消費者保護の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防犯体制の充実と啓発</li> <li>2. 地域防犯活動の充実</li> <li>3. 消費者保護の推進</li> </ol>
5 快適でうるおいのあるまちづくり	5-1. やすらぎ住環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空家等の利活用の推進</li> <li>2. 空家等の適正管理の強化</li> <li>3. 安全・安心な住環境の整備</li> </ol>
	5-2. 調和のとれた土地利用の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画的な土地利用の推進</li> <li>2. 豊かな自然環境に囲まれた住環境形成の推進</li> <li>3. コンパクトで利便性の高い市街地形成の推進</li> <li>4. 長期を見据えた居住および都市機能の誘導</li> <li>5. 豊かな地域資源を活かした魅力ある景観の保全・活用</li> </ol>
	5-3. 計画的な道路整備の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広域幹線道路の整備</li> <li>2. 地域幹線道路の整備</li> <li>3. 生活道路の整備</li> <li>4. 計画的な維持管理・保全</li> </ol>
	5-4. 地域公共交通の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多様な移動ニーズへの対応</li> <li>2. 交通結節点の機能充実</li> <li>3. 公共交通の利用促進</li> </ol>
	5-5. 環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然環境の保全</li> <li>2. 生活環境の保全</li> <li>3. 公害防止対策の充実</li> </ol>
	5-6. 循環型社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ごみの減量化・資源化の推進</li> <li>2. 環境にやさしい暮らしの推進</li> <li>3. 地球温暖化・省エネ対策の推進</li> <li>4. ごみ処理体制の整備</li> </ol>
6 町民が輝き活気にあふれるまちづくり	6-1. 地域のまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コミュニティ意識の醸成</li> <li>2. コミュニティ活動の推進</li> <li>3. まちづくり活動の推進</li> </ol>
	6-2. 多文化共生の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 啓発と交流機会の充実</li> <li>2. コミュニケーション環境と生活支援の充実</li> <li>3. 国際交流の推進</li> </ol>
	6-3. 人権尊重社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人権尊重に関する体制づくり</li> <li>2. 人権教育・啓発の推進</li> <li>3. 地域総合センターの運営充実</li> <li>4. 環境改善対策等の推進</li> </ol>
	6-4. 男女共同参画社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女共同参画の意識づくり</li> <li>2. 男女共同参画の環境づくり</li> <li>3. 女性活躍の推進</li> <li>4. 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実</li> </ol>

## 第2章 分野別計画

## 1

## 健康でいきいき暮らせるまちづくり

## 1-1. 健康づくりの推進

## 現況と課題

- 日本の平均寿命は生活環境の改善や医療の発展により飛躍的に延び、世界でも有数の長寿国となっている一方で、高齢化の進展により、介護を必要とする人が増加し、医療・福祉・介護に要する財政負担の増大が深刻な問題となっています。
- 社会環境や生活習慣の変化・多様化により、生活習慣病の罹患者が増加しており、今後重症化により要介護状態\*となる可能性や、医療費の増大等の課題に直面しているため、将来にわたって一人ひとりの生活の質（QOL）の向上につながる健康づくりの取組がさらに重要となります。
- 生活習慣病は、健康的な生活習慣を確立することで予防が可能となるため、幼少期からの規則正しい生活習慣の定着に加え、あらゆる世代の食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化し、健康寿命\*を延伸していくことが重要となります。
- 本町では、基本理念に「はじめよう 続けよう 毎日の楽しい健康づくり」を掲げ、町民一人ひとりが生涯にわたって健康な心と体をつくっていくことを目的に、「健康あいしょう21」を5年ごとに見直しており、「噛む COME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」をキャッチフレーズに、まち全体で健康づくり運動を推進しています。
- また、お腹の中に宿った命を「まちの宝」として歓迎し、安心して子どもを生み、見通しを持った子育てができるように、「妊娠～出産～産後～子育て期」にわたる切れ目のない支援を目指し、育児不安等を軽減するための総合的な支援や発達特性を持つ子どもへの対応など、多様化するニーズに応じた体制を整備しています。
- さらに、コロナ禍等の影響によるストレス社会の中、自尊感情を高めるための取組や生きることへの包括的な支援が重要となるため、幾重ものストレスを抱えている人の「こころの健康づくり」が必要となります。

### 施策の 基本的方向

町民一人ひとりの生活の質（QOL）の向上につながる健康づくり運動を町民・家庭・地域・関係団体・企業等との協働により推進します。

## 主要施策

### 施策1 健康づくり運動の推進

- 町民一人ひとりの自主的な健康づくりをまち全体で推進するため、健康づくり運動「噛む COME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」運動の推進を行います。
- 健康づくり活動を地域の中で継続的に取り組めるよう、健康推進員\*（ヘルスメイト）の養成を行い、町民との協働による健康づくりや食生活の改善、運動を推進します。
- 規則正しい生活習慣、食事や運動など、健康づくりのサポートや生活習慣病の発症予防と重症化予防のための保健指導を実施します。

- がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少することを目的に対策型がん検診の実施、がんになってもその人らしい生活が継続できるよう「がんとの共生」に取り組みます。
- 特定健康診査に基づく保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保健指導の充実を図ります。
- 広報紙やウェブサイト、ポスター等での健診・検診の受診勧奨や、生活習慣病・がん等に関する情報の周知・啓発により健診・検診の受診率の向上に取り組みます。
- 喫煙・飲酒に対する取組を強化し、禁煙、適正飲酒を推進します。

## 施策2 子育て世代への包括的な支援

- 「妊娠～出産～産後～子育て期」にわたり切れ目のない支援を目指し、子育て世代包括支援センター事業の充実を図ります。
- 母親の孤独感や不安感等の軽減を図るため、総合的な相談や教室等の開催による支援体制を整備し、産後ケアの充実を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた子育ての支援や発達特性を持つ子どもたちが健やかに成長できるよう支援体制の整備を行います。
- フッ化物洗口を主軸とした乳幼児からの計画的・継続的な歯予防対策の実施とともに、妊婦の歯科健診を実施し、う歯予防から歯周疾患予防対策へとつなげる歯と口の健康づくりを強化します。
- 子どもたちが正しい生活のリズムと食生活を身につけることができるよう、関係機関との連携による食育を推進するとともに、運動の定着化に向けた支援を行います。

## 施策3 自尊感情の醸成

- 自尊感情（自己に対して肯定的な評価を抱き、自分自身を価値のある存在として捉える感情）の醸成に向け、関係機関と協働した取組を進めます。
- 自殺を個人の問題ではなく社会の問題と捉え、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を実現することができるよう、町民、関係機関等と一体となった取組を進めます。

## 協働の取組

- 健康づくり運動「噛む COME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」運動をまち全体に推奨するとともに、町民へ健康情報を発信し、健康意識の向上、自主的な健康づくりを推進します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
肥満でない人の割合（男性）	64.6%（2021年度）	68%（2027年度）
肥満でない人の割合（女性）	76.6%（2021年度）	80%（2027年度）
運動習慣のある人の割合（男性）	34.0%（2021年度）	38%（2027年度）
運動習慣のある人の割合（女性）	36.2%（2021年度）	38%（2027年度）

### 関連する個別計画等

- ・健康あいしょう21（第4期）
- ・第3期愛荘町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・愛荘町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画
- ・愛荘町のち支え愛プラン
- ・第3次愛荘町食育推進計画

## 1-2. 医療体制の充実

### 現況と課題

- 地域医療は、県全体で7つの圏域が二次保健医療圏として設定されていますが、疾病の種類や各医療提供体制に応じて4ブロック化されており、身近な湖東保健医療圏内で医療福祉提供体制を確保することが困難な状況にあります。
- また、県内の医師数は増加傾向にあるものの、絶対数は今も不足しており、特に産科医・小児科医の不足は慢性化し、地域や診療科における医師の偏在は依然として解消されていない状況です。県内どこにいても一定の質の高い医療を受けることは難しい状況にあり、とりわけ、周産期医療・小児救急の体制整備が重要となっています。
- そのような中、愛知・犬上4町は、豊郷病院を核として、小児の発達外来を開設し、発達特性のある子どもの早期診断・治療、家族を支援できる体制や、「認知症初期集中支援チーム」の設置に加え、「とよサポ」による外来と地域との連携により、疾病の重症化予防や本人が望む生活療養支援の強化を図っています。
- 一方で、本町においては、内科・外科・整形外科・小児科・婦人科・歯科・精神科・心療内科・皮膚科の診療科があり、診療所、歯科診療所、薬局の数は近隣の自治体より多く、訪問看護ステーションもあることから、在宅介護・看護のためのサービスは充実している状況にあるものの、医師の高齢化に伴う町内診療所の存続が危うく、今後、後継者の確保等が急務な状況です。
- 休日急病診療所として、「くすのきセンター」で内科・小児科診療を開設していますが、彦根医師会員の高齢化などにより、今後の安定的な医療提供は困難な状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による医師の業務負担の増大に伴い、休日急病診療在宅当番医制の存続の検討も含め、休日に開業できる医療機関の確保と支援が必要な状況です。
- 引き続き、町内の医師・歯科医師・薬剤師・看護師等との顔の見える関係の中で、多職種・多機関連携による町内完結型の療養生活支援の推進を図りつつ、豊郷病院を核とした地域医療の確保、湖東保健医療圏域における医療福祉の充実を図っていく必要があります。

#### 施策の 基本的方向

本人が望むところで安心して療養生活が送れるよう近隣医療機関や関係機関との連携を図り、医療福祉の充実を図ります。

### 主要施策

#### 施策1 地域医療体制の確保

- 湖東保健医療圏を中核とする医療機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会との地域医療連携\*（病病連携、病診連携）等により、良質かつ適切な医療サービスを受けられる体制づくりに努めます。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医およびかかりつけ薬局を持つことをはじめ、安易な夜間・休日診療を控えるなど、適正受診の推進および地域医療に関する積極的な情報提供を行います。
- 豊郷病院の小児発達外来、「認知症初期集中支援チーム」、「とよサポ」等の活用により、疾病の早期診断・早期介入・治療・重症化予防および家族や地域支援等の強化を図ります。

- 町民が健康で住み慣れた地域で暮らすことができるよう、また、人生の最終段階に至っても本人が望む療養生活が送れるよう、豊郷病院を核とした更なる体制整備を愛知・犬上4町で協議・検討します。
- 町の休日急病診療在宅当番医制の今後の方向性を検討しつつ、休日に開業をしている医療機関の確保と支援に努めます。
- 医療・保健・福祉・介護の関係機関が相互に連携し、切れ目のないサービスが提供できる町内完結型の療養生活支援の推進のため、医歯薬連携会議等により環境整備を図ります。

## 協働の取組

- 一人ひとりが日頃から健康についての関心を持ち、身近な地域で気軽に相談できるかかりつけ医などを持つことができるよう啓発に努めます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
かかりつけ医がいる人の割合	53.0% (2019年度)	67.9% (2023年度)



## 1-3. 子育て支援の充実

### 現況と課題

- 「子ども・子育て支援新制度」により、国と地方が歩調を合わせ、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図っています。
- 本町においては、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を目的に、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消やライフスタイルに応じた保育所の受入れ環境の充実、幼稚園での緊急一時保育の実施を行ってきました。
- しかし、2020年に幼児教育・保育の無償化制度が導入されたことにより、保育ニーズはさらに高まり、待機児童解消に向けた取組を強化していく必要があります。
- また、核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、地域とのつながりの希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域の中で、子育ての経験や情報の共有が難しくなっています。
- 未来を担う子どもたちが心も体も健やかに育つ社会に向け、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てをする親子が気軽に集い情報共有や相談ができる「子育て支援センター」や妊娠期からの子育て期にわたる総合的相談窓口として「子育て世代包括支援センター」による支援が求められています。
- さらに、児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている中で、妊産婦や子育て世帯だけでなく地域の子どもの相談支援を包括的に行う機関の整備が重要です。

#### 施策の 基本的方向

子どもが、親が、地域が育つ、希望と笑顔がいっぱいのまちの実現に向け「ふれ愛」「ささえ愛」「そだち愛」の3つの愛を育みます。

### 主要施策

#### 施策1 親子の健やかな育ちの支援

- 妊娠中から母体の健康管理を行い、良好な出産ができるよう支援を行います。
- 子どもの健全な成長発達を促すため、乳幼児健診や訪問事業、相談事業等の充実を図ります。
- 乳幼児期から規則正しい生活リズムや食習慣など、基本的な生活習慣を身につけて定着化できるよう、啓発、指導等を行います。
- 発達特性や発達障がいのある子どもの理解や特性に応じた関わりや支援について、保護者をはじめ、その支援者や関係機関がより理解し、子どもが安心して生活できる環境づくりを図ります。
- 子どもの特性の理解を深め、子育ての知識や方法を身につけ、健全な子育てができるように支援するペアレント・プログラム講座を開催するとともに、講座を実施できる支援者を養成し、地域全体で肯定的な子育て支援ができる地域づくりを行います。

#### 施策2 地域の子育ての支援

- 子育ての孤立を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き入れ、子育て支援に関する情報ツールの充実を図ります。



- 子育てボランティアの固定化や高齢化がみられるため、人材確保を推進します。
- 支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見と、子どもが地域の一員として育つことができるように障がいへの理解と正しい知識の普及に努めます。
- 子育て中の親の様々な不安解消や子育てサークル活動を支援します。

### 施策3 教育・保育サービスの充実

- 保育所入所枠の拡大に加え、保育士・支援員の確保と職員の働きやすい環境や仕組みづくりに努めることで、待機児童の解消に取り組みます。
- 核家族化の進行や女性の社会進出、雇用・勤務形態の変化等によるニーズに合わせて、保育所や幼稚園における延長保育や預かり保育、病児・病後児保育\*等の多様なサービスの提供に努めます。
- 健康な体と豊かな心を育みながら、命を大切にし、自己肯定感を高め「生きる力」を養うため、小学校や家庭、地域と連携しながら、教育環境の向上に努めます。
- 認定こども園の設置に向け、子ども・子育て会議を中心に保護者の意向を踏まえた検討を行うとともに、認定こども園への意向を希望する保育所からの相談に対し、適切な助言を行います。

### 施策4 援助を必要とする子育て家庭の支援

- それぞれの家庭が抱える育児や家事、教育、就労、健康などの悩みや課題に対応できる相談窓口を充実し必要な支援に努めるとともに、ヤングケアラー\*について啓発を行います。
- 定住外国人支援員や教育現場における通訳などの支援員の配置を図り、多言語に対応できる窓口を充実し、外国籍の子育て家庭への必要な支援に努めます。
- 児童虐待の防止に向け、子どもと接する機会の多い保育所、幼稚園、学校等において、子どもや親の小さなサインを見逃さないよう努めます。
- 家庭児童相談に対応する子育てアドバイザーを設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するとともに、虐待のリスクのある家庭に対し、相談・支援を行います。
- 妊産婦・子育て世帯・地域の子どもに関する様々な問題について、包括的な相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備と適切な運営に努めます。

## 協働の取組

○子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援の仕組みづくりを進めます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
拠点型子育て支援センター「あいっ子」の利用登録率	79% (2021年度)	85% (2027年度)
保育所入所待機児童数	3人 (2022年度)	0人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画

## 1-4. 障がいのある人の福祉の推進

### 現況と課題

- わが国の障がい福祉施策は、「障害者総合支援法」の施行をはじめ、「障害者虐待防止法」ならびに「障害者差別解消法」の成立、また、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法の一部が改正されるなど、障がいのある人への施策に関する法整備が着実に進んでいます。
- さらに、子どもや障がいのある人、高齢者を含めすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、社会福祉法等の一部を改正する法律が2021年4月に施行されるなど、総合的な支援体制の構築が求められています。
- 本町では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、様々な障がい福祉施策を推進していることに加え、圏域による地域生活拠点等の整備など、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後の生活を見据えたサービス提供体制の構築はもとより、権利擁護支援など、ニーズに応じた地域支援事業を推進しています。
- 一方で、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活様式の変更を余儀なくされ、障がい福祉分野におけるサービスの提供や障がいのある人の就労等に大きな影響が出ていることから、感染症への対応に十分留意しながら、各種施策を進めていく必要があります。
- 今後も引き続き、障がいのある人が自立して暮らすことができるよう、質の高いサービスが提供できる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や就労、社会参加を促進するための環境整備を進めていくことが必要です。

### 施策の基本的方向

地域の中で、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを一層推進します。

### 主要施策

#### 施策1 地域の中で安心して暮らせるまちづくり

- 障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人への理解や合理的配慮を推進し、地域が一体となって考える機会をつくります。
- 障がいのある人に対して正しい理解が出来るよう、その機会づくりと啓発を行います。
- 災害発生時等、緊急時の避難場所や避難体制の整備を構築するとともに、地域で暮らし、生きがいを共有し、高め合うことができる社会づくりに努めます。

#### 施策2 地域で自立して生活できるまちづくり

- 障がいのある人が地域社会の一員として誇りを持ち、安心して暮らしていくことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 感染症や災害が発生しても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの提供に努めます。
- 障がいのある人が社会の一員として、生きがいを持った生活ができるよう、居場所の提供や就労支援に取り組み、個性豊かに自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

### 施策3 心通う、助け合いのまちづくり

- ボランティア活動や地域交流の中で助け合いを推進し、障がいのある人もない人も交流を深める機会を提供することにより、すべての町民が安心して暮らせるよう、福祉を支える人材の育成に努めます。
- 障がいのある人やその家族のニーズに対応できるよう、地域生活の拠点整備に努めます。
- 障がいのある人や家族、親の会等と対話しながら、「ともに暮らし」「ともに学び」「ともに働き」「ともに活動する」ことのできる心通う、助け合いのまちづくりを推進します。

### 協働の取組

- 町民が障がいについての正しい理解を持ち、障がいの有無に関わらず、地域全体で支えあう社会を実現します。
- 「障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定・評価を図るための「障がい者福祉施策推進会議」の委員には、障がいのある人やその保護者の声が直接聞けるよう委員構成に配慮します。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
地域生活支援拠点等整備 (湖東圏域1市4町で整備)	13箇所 (2021年度)	20箇所 (2027年度)
計画相談支援利用者数	149人 (2021年度)	170人 (2027年度)
福祉施設から一般就労への 移行者数	1人/年 (2021年度)	1人/年 (2027年度)

#### 関連する個別計画等

- ・ 愛荘町障がい者計画（第4次）および障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）

## 1-5. 高齢者福祉の推進

### 現況と課題

- 現在、わが国は国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、2035年には3人に1人が、2060年には2.5人に1人が65歳以上となることが推計されており、少子化の進行に加え、地域社会や世帯構造が大きく変化する中で、高齢者福祉のあり方が大きな課題となっています。
- 介護保険制度の開始から約20年が経過し、介護保険サービスの利用者や提供事業者はともに増加していることから介護を必要とする人にとって、介護保険は必要不可欠なものへと普及、浸透してきました。
- 本町では、これまで団塊の世代が75歳を迎える「2025年」をひとつの目標地点として様々な取組を推進してきましたが、団塊ジュニア世代\*が65歳以上となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる世代が減少する「2040年」を展望し、地域で高齢者を支える人的基盤の確保や早期予防の取組を推進していくことが重要となります。
- 一方で、全国各地で頻発・激甚化する自然災害や世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の影響は、日常生活や経済活動はもとより、介護サービスや地域における福祉活動も例外ではなく、関係者が知恵を絞りながら、新しい生活様式を取り入れた取組を推進し、地域包括ケアシステムをより持続可能なものとしていくことが求められています。
- 高齢者の生活を支えていくためには、公的サービスだけでなく、地域社会全体の見守りをはじめとする「支え合い」や「助け合い」、インフォーマルなサービス\*の充実が重要となります。
- そのため、町および関係団体等が連携し、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの充実を図りつつ、支え合い・助け合う地域社会づくりに取り組む必要があります。

### 施策の 基本的方向

「生涯を通じ、生きがいをもち、社会参加できるまち」「見守りやサービスの提供により、安心して暮らせるまち」「生活の充実した幸せな高齢期のため、高齢者自身も含めて支え合えるまち」を目指します。

### 主要施策

#### 施策1 介護予防の充実

- 健康づくり運動および認知症予防として「噛む COME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」を推進します。
- 介護予防教室を開催し、地域が一体となった自主的な介護予防活動を推進します。
- 専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催し、介護予防サービスのアセスメントを通じた効果的な自立支援につなげます。
- 保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、医療関係等のデータを基にした分析を行うなど、効率のかつ効果的な事業につなげます。

#### 施策2 認知症対策の充実

- 認知症キャラバン・メイト\*と連携し、情報提供や交流、研修機会の充実に努めます。
- 「世界アルツハイマー月間」等の啓発を実施するとともに、学校との連携による福祉学習を開催し、児童・生徒の認知症に対する理解を深めます。
- 各種介護予防事業において、認知症の発症・進行を予防する取組を進めるとともに、中年期からの健康づくりが認知症予防につながることの周知・啓発を図ります。

- 介護サービス等の事業所を対象に、認知症対応力を向上させるための研修を推進します。
- 認知症相談窓口の設置と「認知症カフェ\*」の新規開設を支援し、当事者の思いが発信できる場づくりを行います。

### 施策3 在宅介護支援の充実

- 介護が必要になっても自宅を中心に住み慣れた地域で暮らせるよう、利用者や家族介護者のニーズに応じたサービスが提供できる環境づくりを行います。
- サービス事業所との連携により、利用者や家族介護者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスの提供と適切な利用を促進します。
- 家族介護者の身体的・精神的・経済的・時間的負担を軽減できるよう、相談体制の充実や経済的な支援、一時的な休息のための医療や介護サービスの情報提供や受け入れ先の確保を行います。

### 施策4 医療・看護・介護の連携強化

- 将来の変化に備え、自身の家族や医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、自身の将来の医療およびケアを具体化し共有するための、「人生会議\*（アドバンス・ケア・プランニング）」の活用について、周知・啓発に努めます。

### 施策5 生活支援・見守り体制の充実

- 生活支援体制整備における生活支援コーディネーター・協議体を設置し、買い物や食事等の日常生活の困りごとを把握するとともに、コーディネートのための取組を充実させます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認や情報提供を行うとともに、見守りサポート会議を通じて地域の見守り活動を推進します。
- 高齢者の移動にかかるニーズを踏まえ、必要な支援について検討を進めます。

### 施策6 生きがいや余暇の充実

- 介護予防等に取り組める地域の居場所づくりを行うとともに、生活・介護支援サポーターなど、地域における担い手を育成することで、町民主体の地域活動やボランティア活動の活性化を図ります。
- 高齢者の生きがいや健康づくりのため、シルバー人材センターや老人クラブ等、高齢者の活動を支援します。

## 協働の取組

- 中年層の健康維持と介護に関する意識の向上に努めるとともに、元気な高齢者の介護予防と社会参加を促進します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
生活・介護支援サポーター登録者数	100人 (2021年度)	190人 (2027年度)
シルバー人材センター年間就業者数	18,338人(延べ) (2021年度)	28,000人(延べ) (2027年度)
老人クラブ会員数 (未加入クラブ含む)	2,046人 (2022年度)	2,050人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

・第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画

・第4期愛荘町地域福祉計画



## 1-6. 地域共生社会の推進

### 現況と課題

- わが国では、かつて地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しましたが、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。
- 暮らしにおける人と人のつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会の形成が求められています。
- 本町も同様に、人口減少の波は地域社会での担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空き家、空き店舗の発生や増加など、様々な課題が顕在化しています。
- 地域社会における連帯感の存続が危ぶまれている中、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。
- さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合うことによる複雑化や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の形成が必要となります。

#### 施策の 基本的方向

人と人、人と社会（資源）がつながり支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

### 主要施策

#### 施策1 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進

- 地域の福祉のあり方や人権尊重のまちづくりについて、町民の理解と関心を深め、福祉意識の向上に努めるとともに、町民の交流会や勉強会の開催を進めます。
- 高齢者や障がいのある人、子ども等を地域で見守ることができるよう、まちぐるみで犯罪の未然防止に取り組むとともに、地域防犯活動等への支援の充実を図ります。
- 地域住民一人ひとりの地域福祉に対する理解と意識を高め、福祉活動やボランティア活動に積極的に参加する意識の醸成を図りながら、協働による地域福祉を推進するための啓発や支援体制の強化を図ります。
- 地域での生活は、様々な人々や多様な社会サービスとの関係で成り立っているため、様々な関係者が地域の生活課題に対応することができる福祉のネットワークづくりを目指します。

## 施策2 支援が必要な人を見逃さない地域づくり

- 一人ひとりの人権が尊重されるとともに、権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう支援を進めます。
- 地域住民が日常生活の中で様々な問題に直面したときに、気軽に迷わずに相談できる環境を整備し、ワンストップで対応できる体制の充実に努めます。
- 町民一人ひとりのプライバシーに配慮しながら関係機関との連携のもと、「お互いさま」の関係を広げることで、見守りのネットワークづくりを進めます。
- 「制度のはざま」におかれ、地域で孤立している人を早期に発見し、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立を図るための支援を推進します。
- 町、関係機関、地域等との連携を強化した分野横断的な支援体制の充実、避難行動要支援者\*登録制度を活用し災害時における支援体制の充実に努めます。

## 施策3 包括的な支援体制の構築

- 高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者など、「制度のはざま」にある複合的な課題に対して相談・支援ができる体制づくりを行います。
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について周知・啓発に努めるとともに、相談機会の充実に努めます。
- 成年後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備するとともに、家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働する仕組みを築きます。
- 専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催し、介護予防サービスのアセスメントを通じて効果的な自立支援につなげます。
- 生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域との連携および支援の充実に努めます。

## 協働の取組

○地域が抱える様々な生活課題を解決するために、協働による地域福祉の推進に取り組みます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
地域活動応援ポイント制度 登録者数	460人 (2021年度)	500人 (2024年度)
見守りサポート会議 実施自治会数	20自治会 (2021年度)	30自治会 (2027年度)
避難行動要支援者 登録者数	143人 (2022年度)	200人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・第4期愛荘町地域福祉計画
- ・第3次愛荘町地域福祉活動計画（愛荘町社会福祉協議会）



## 2

## 夢と志を育む学びのまちづくり

## 2-1. 幼児教育の充実

## 現況と課題

- 2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児期の教育、保育・地域の子育て支援を総合的に推進しています。
- また、2019年10月には幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な乳幼児期における、すべての子どもたちへ質の高い教育の機会を保障するとともに、子育て支援の輪が広がっています。
- 本町の2つの公立幼稚園では、3年保育を実施することで幼児がより数多くの体験を積むことができるなど、就学前教育の場として定着する一方、急速な少子化の進行により、入園児童の減少が続いています。保育所においては、保護者の働き方の多様化に伴い、待機児童が発生していることから、2021年度から幼稚園において預かり保育を実施しています。
- 保護者の就労に伴い、乳幼児期から幼稚園や保育所に入所する幼児が増加したことにより、家庭教育で培われる基本的な生活習慣の習得を幼稚園や保育所が担う場面が増え、幼稚園や保育所の役割として幼児の自立に向けて健やかな成長を支えることが必要となっています。
- 特別な支援を必要とする幼児に対し、早期発見・早期支援に努めるとともに、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた必要な支援を計画的に行う必要があります。
- 幼児教育が、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮し、学びの成果を小学校教育につなげていくことが重要で、幼稚園や保育所と小学校が連携を深め、教育課程のあり方を検討するなど、保幼小接続を円滑に行うことが重要です。

### 施策の 基本的方向

地域の豊かな自然を活かした体験や社会体験などを計画的に取り入れ、一人ひとりが「生きる力」の基礎を培い、「いのち」「思いやり」を大切にする心を育てる教育を進めます。

## 主要施策

### 施策1 幼児教育活動の充実

- 「未来を拓く愛荘16年教育\*」を推進し、幼児一人ひとりが「生きる力」の基礎を培い、「いのち」「思いやり」を大切にする心を育てる教育に取り組みます。
- 幼稚園・保育所や小学校が連携を深め、子どもの発達段階に応じた課題等を共有することで、いじめや差別を生まない人間関係を醸成し、スムーズな就学へとつなげるための就学前教育の充実を図ります。
- 家庭環境の変化や少子高齢化の進行等、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、幼児教育・保育を一体的に担う施設が必要であることから、認定こども園への計画的な移行について検討を進めます。

- 計画的な教員採用や適正配置の実施、研修等による教員の資質向上を図り、質の高い教育の機会の保障に努めます。
- ICT環境を活用したデジタル教育の充実を図ります。

## 施策2 幼児教育環境の整備

- 幼児が安全で快適に過ごすことができるよう計画的に施設・設備の充実を進めるとともに、長寿命化計画\*に基づく教育環境の整備を図ります。

### 協働の取組

- コミュニティ・スクールの推進により、地域の子どもたちの成長を、地域の大人たちが協力し、地域ぐるみで守り育てることができる仕組みづくりに努めます。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
保育士・教諭学習会の参加延べ人数	24／人 (2021年度)	36／人 (2027年度)
地域や保護者の園支援（ボランティア活動）への参加延べ人数	332／人 (2021年度)	432／人 (2027年度)

#### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画
- ・愛荘町学校施設長寿命化計画

## 2-2. 学校教育の充実

### 現況と課題

- 社会情勢が急激に変化する「予測困難な時代」の中、子どもも時代の変化を読み解き、柔軟に対応する力が必要です。そのため、生きる力を育む「確かな学力」、多様な人とつながる「豊かな心」、生涯にわたり健康な生活を送る「健やかな体」を育成するための教育支援が求められています。
- 本町では、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育」を基本理念とした「愛荘町教育大綱」を2021年に策定し、総合的な施策の推進を図っています。
- 学校教育では、将来の社会を担う人材を育成するために、子どもの学習意欲の向上、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばすための学習環境の創出（ICTの活用）など、学力向上等に向けた取組を進めています。
- 児童生徒が将来の夢や目標を持てるよう、自尊感情を育み、しなやかでたくましい心身を育む取組を推進するとともに、不登校を未然に防止し、いじめを許さない風土づくりも必要です。
- 不登校児童生徒への支援、特別な支援を必要とする児童生徒への支援、外国籍児童生徒への支援、子どもの貧困問題等の課題において、SDGsが掲げる「質の高い教育をみんなに」をゴールに「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。
- また、児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設・設備の計画的な充実を図ります。

#### 施策の 基本的方向

たくましく生きる力を育み、地域の力を活用した特色ある学校づくりを行うとともに、学校施設等の充実を図り、将来を見据えた安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

### 主要施策

#### 施策1 「学びの場」の充実

- 「未来を拓く 愛荘16年教育」構想を具現化し、「学びの場」を通じた地域づくり・人づくりを実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援員を配置するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。
- 外国籍児童生徒に対し、外国籍児童生徒支援員や教育国際指導員を配置するなど、学習や生活が円滑に進むよう支援を行います。

#### 施策2 学力向上の推進

- 基礎学力の定着を図るため、基礎的読解力の育成や、図書指導員の配置、放課後補充教室等による読書活動の一層の推進に努めます。
- 全国学力・学習状況調査の結果を基にした課題把握に取り組むとともに、個別最適な学び、協働的な学びを一体的に推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 基礎学力を向上させるための支援を行うことにより、魅力ある教育環境を創出します。

### 施策3 個別最適な学びの推進

- 学校 ICT サポート事業、GiGA-Pro 事業\*の充実を図り、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばすための学習環境を整えます。

### 施策4 地域とともにある学校づくり

- 地域の歴史文化や自然に親しむことで、郷土への愛着と誇りを育むための教育活動を推進します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を通じ、地域の人材を活用した学習活動を推進します。

### 施策5 自尊感情の育成

- 集団生活の中でルールを守り、「いのち」や「人権」を大切にする豊かな心を育てるなど、生きる力の基礎を培う教育を推進します。
- 「学びの礎ネットワーク推進事業\*」や「人権の花運動事業\*」に取り組み、互いの人権を尊重する心を育みます。
- いじめや不登校を未然に防ぎ、「思いやり」や「いのち」「人権」を大切にする意識の醸成を図ります。
- いじめや不登校等の対応の強化を図るため、スクールカウンセラーなどを積極的に活用し、関係者会議を効果的に実施するなど、各学校内におけるチーム体制の構築を図ります。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のため、関係機関や団体（NPO 等）との連携を図り生徒指導支援事業のさらなる充実を図ります。
- 児童生徒の自治力を高め、いじめや暴力等を未然に防ぐための風土・環境づくりに努めます。

### 施策6 学校教育環境等の整備

- 児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、計画的に学校施設の増改築・設備の充実を進めるとともに、長寿命化計画に基づく教育環境の整備を図ります。
- 愛荘町通学路交通安全プログラム\*による通学路点検を実施し、児童生徒の安全を確保します。

## 協働の取組

- 「未来を拓く 愛荘16年教育」構想を基に、家庭教育を大切に、幼い頃から子どもの正しい生活習慣や豊かな人間性を育めるよう、啓発に努めます。
- ボランティアなどの協力による学校教育環境の充実を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
将来の夢や目標を持っている児童の割合（小学校・中学校）	80%・70% (2021年度)	90%・75% (2027年度)
地域行事への参加率（小学校・中学校）	74%・64% (2021年度)	90%・70% (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）
- ・郷土読本「わたしたちの愛荘」
- ・愛荘町学校施設長寿命化計画

## 2-3. 幼児・児童生徒の健康管理

### 現況と課題

- 生活習慣病の低年齢化などにより、子どもたちが自らの健康を守るための知識や実践力を身につけることが求められており、子どもたちの基本的な生活習慣の確立など、健やかな心身の育成につなげていくことが重要です。
- 食生活については、偏った栄養摂取や朝食欠食など、子どもたちの食生活の乱れがあることから、食に関する正しい知識や食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に努めています。
- 本町の歯科保健の現状として、小学校1年生および6年生の市町別う歯数（1人平均）は、県平均より大幅に多い状況であることから、2018年度から5歳児を対象にフッ化物洗口を開始し、毎年1学年ずつ段階的に拡大したほか、乳幼児期からう歯予防の対策を講じています。
- 少子化やテレビゲームの普及など近年の生活環境の変化に伴い、子どもの外遊びやスポーツに必要な時間・空間・仲間が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に子どもの生活全体において体を動かす機会が減少しています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（2021年度）では、「運動が好きですか」の質問に、「好き」と回答する児童生徒の割合が数値目標を若干下回り、朝食に関する質問においても、「朝食を毎日食べている」と回答する児童生徒の割合が数値目標を下回ったため、さらなる対策を講じていく必要があります。
- さらに、自尊感情の育成については、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるように努めることが必要です。
- 子どもの豊かな心や健やかな体を育むため、家庭と学校等との連携のもと、健康教育の取組を実施していくことが重要です。

#### 施策の 基本的方向

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけられるよう、健康教育を推進します。

### 主要施策

#### 施策1 健康教育の推進

- 健康に関する基本的な知識を教えるとともに、健康相談を充実させ、家庭とも連携を図りながら、望ましい睡眠時間の確保やバランスのとれた食事の摂取など基本的な生活習慣の定着を図ります。
- 健康づくり運動として「噛む COME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」を推進するとともに、ブラッシング指導、甘味制限、フッ化物洗口による子どものう歯予防に努め、歯と口の健康づくり（子どものむし歯ゼロ大作戦）を行います。
- 「未来を拓く 愛荘16年教育」構想を推進し、子どもたちの自尊感情を育みます。

## 施策2 体育授業・部活動の充実

- 授業研修会（小学校）や県教育委員会による実技指導研修（中学校）を受講し、職員の体育・保健体育科の指導強化を図ります。
- 運動部活動に自主的・自発的に参加し、協調性、責任感、連帯感を身につけられるよう適切な指導を行います。
- スポーツ少年団等との連携により、運動を体験できる環境の充実に努めます。

## 施策3 食育の充実

- 子どもの食の自己管理能力の向上や望ましい食習慣の習得に向け、学校教育活動全体で食育を推進します。
- 学校給食に地場産物を活用することで、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着の心を育みます。
- 米や野菜の栽培・収穫に、地域の農業者を指導者として招き、農産物への愛着の心を育みます。
- 「給食だより・食育だより」を発行し家庭へ食育に関する情報発信や、食育の日に児童視聴覚用動画を作成し児童・生徒に食事のマナーや偏食について啓発します。

## 協働の取組

- 生活習慣の改善・向上を図るため、望ましい生活リズムを身につける「早寝・早起き・朝ごはん」運動において、家庭や地域と連携した取組を進めます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
朝食を食べていない児童の割合（小学校）	4.0% (2021年度)	2.0% (2027年度)
朝食を食べていない生徒の割合（中学校）	7.5% (2021年度)	5.0% (2027年度)
給食センターにおける地場産物の利用率	24.5% (2021年度)	30% (2027年度)
虫歯がない生徒の割合（中学1年生）	61.7% (2021年度)	65.0% (2027年度)
1人平均むし歯数（中学1年生）	0.76本 (2021年度)	0.6本 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）
- ・第3次愛荘町食育推進計画
- ・健康あいしょう21（第4期）



## 2-4. 生涯学習の推進

### 現況と課題

- 多様化するライフスタイルや少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、町民ニーズに即した生涯学習環境の整備および機会の提供を推進し、生涯学習のあり方である“自ら学ぶ”という姿勢をどのように培うかが重要なテーマとなっています。
- 本町では、生涯学習に関わる事業として、教養講座をはじめとする各種教室などの学習機会の充実を図ってきましたが、昨今のコロナ禍による「新たな日常」に対応した生活様式や働き方の多様化などを背景に、これまでの生涯学習の形態にとらわれない、生涯学習がもたらす新しい価値を模索していく必要があります。
- これまでの生涯学習は、「教えてもらう」「聞かせてもらう」といった受け身の形態が主流であり、受講者本人の中で、学習の価値が蓄積・消化される消費型の学習（自己完結型）が多数を占めてきました。
- 今後は、これまでの消費型の学びに加え、学んだ結果を地域へ還元し、地域価値を向上させる生産型の学びへと転換し、地域全体でその価値を共有していくことが重要となります。
- 人生100年時代の学びを見据え、社会が大きな転換点を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。
- 町民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境として、多様な学習機会や学びあい・教え合える場を提供し、それらの経験を活かして様々な分野で活躍できる仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めていく必要があります。

### 施策の基本的方向

生涯を自分らしく心豊かに過ごすために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び合い、学びが循環し持続する生涯学習社会の実現を目指します。

### 主要施策

#### 施策1 生涯学習へのきっかけづくり

- 幅広い世代の対象者が、興味や関心を持つことができるよう、多様な分野における町民向け講座の充実を図ります。
- 生活課題のひとつでもある健康問題の改善につながるよう、健康に関する学習の普及啓発等に努めます。
- 高齢者、働く世代、子育て世代、外国人等、すべての人々が自己実現を目指し、自由に学びの機会を得られるよう、活動内容等を含めた環境整備に努めます。
- 子どもが夢や希望を持てる社会を実現するため、すべての子どもに対し、キャリア教育等の包括的な支援を推進します。
- 新しい生活様式に対応するため、ICTを活用したオンラインによる学習機会の提供に努めます。



## 施策2 自己を高めるための学びの場づくり

- 社会人の学び直しの機会を充実させるため、大学や民間事業者等との連携を強化し、学習ニーズを踏まえた生涯学習の機会を提供します。
- すべての町民のキャリア向上を図り、今後の職業に活かすことができる多様な学習機会の提供等を検討します。
- 生涯学習施設において、町民が身近な場所で、自由な時間帯に、主体的に学習活動を行うことができる環境を確保します。
- インターネットやSNS等の多様な媒体を活用し、いつでも、どこでも学習できる環境の整備および学習機会の提供に努めます。
- 地域社会で生涯学習活動を行っている方を、地域人材として発掘するとともに、その地域人材が地域社会で活動を推進していくことができるよう、指導者として育成・養成する仕組みづくりについて検討します。

## 施策3 地域と学校の連携・協働

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進・充実し、学校・保護者・地域・行政がつながり、子ども、大人、地域がともに育ちあう「地域づくり」「人づくり」を目指します。

## 施策4 生涯学習施設の充実

- 町民が自主的で実践的な活動を行うことができるよう、施設環境の整備・充実を図ります。

### 協働の取組

- コミュニティ・スクールを推進し、地域人材の掘り起こしに加え、学校および地域が抱える課題とともに解決できる仕組みの構築を図ります。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
生涯学習講座の受講者数	246人 (2021年度)	500人 (2027年度)

#### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）

## 2-5. 生涯スポーツの推進

### 現況と課題

- スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ・喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり健康の保持に資するものです。
- 特に、仕事や家事の忙しさや生活の利便性の向上により、体を動かす機会の減少が予想される社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。
- 本町では、生涯を通して継続的にスポーツを親しむことができる充実した場を創出するため、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの各種団体への活動支援を行うとともに、相互に連携することで、組織強化や指導者の育成に向けた取組を進めています。
- さらに、幅広い世代の町民が活発にあらゆるスポーツを行えるよう、多様なニーズに対応できる施設環境の整備が求められています。
- 子どもから高齢者までの誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組を総合的に推進していくことが必要です。

### 施策の基本的方向

誰もが心身ともに健康で充実した生活を営むことができるよう、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境づくりを推進します。

### 主要施策

#### 施策1 生涯スポーツの普及・振興

- スポーツ推進委員や体育協会等と相互に連携を図り、スポーツ大会や各種教室、イベントなどを開催し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会の創出に努めます。
- 軽スポーツやウォーキングなど、気軽に行える運動を推進します。
- 生活習慣病の予防など、保健事業を実施している機関や組織と連携し、町民の健康づくりを推進します。
- ニュースポーツなど、気軽に誰もが取り組めるスポーツの紹介・普及を進めます。
- eスポーツ\*の理解を深め、新たなコミュニケーションツールとしての活用を検討します。

#### 施策2 スポーツ活動支援の充実

- スポーツ振興や競技力の向上を目指し、愛荘町体育協会、愛荘町スポーツ少年団等への活動支援を行うとともに、組織強化や指導者の育成を図ります。
- 各種スポーツ団体の指導のもと、地域における身近なスポーツ機会の充実に努めます。
- 滋賀県に配置されているラジオ体操指導員および町スポーツ推進委員と連携し、学校や各種団体の要請に応じて、スポーツ・体操の実践につなげます。

### 施策3 スポーツ施設の整備・充実

- 町民の誰もが安全に安心して健康づくりができる施設環境を整えることで、スポーツ施設の利活用を促進し、加えて身近な学校体育施設の開放など、気軽に利用できる施設の有効活用を図ります。
- 施設の老朽化への対応、管理コストの検証、受益者負担の適正化などに努めます。

### 施策4 「国スポ・障スポ」に向けた取組の推進

- 町のスポーツ振興の中核として位置づけているアーチェリー競技の普及・発展に努めるとともに、アーチェリー教室を継続して開催し、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」に向けた機運を醸成し、地元出身者の出場を目指します。
- 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」以降も、スポーツに親しめる環境づくりを推進するため、施設の有効活用を検討し、発展的な整備を進めます。

## 協働の取組

- 各種スポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ機会の拡充に努めます。
- 2025年開催の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」に向けて、ボランティアスタッフを発掘し、まち全体で国スポ・障スポを盛り上げ、アーチェリー競技への関心を高めます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
スポーツイベントへの参加者数	749人 (2021年度)	2,300人 (2027年度)
スポーツ少年団登録団員数	421人 (2021年度)	450人 (2027年度)
アーチェリー事業への参加者数	126人 (2021年度)	600人 (2027年度)
スポーツ施設利用者数	86,613人 (2021年度)	120,000人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）

## 2-6. 青少年健全育成の推進

### 現況と課題

- 社会全体のモラルや家庭・地域社会の教育力の低下、社会環境の悪化など、青少年を取り巻く問題は多様化・複雑化しており、人間関係の希薄化や社会の基本的なルールの認識が弱まることが懸念されています。
- こうした中、2021年4月に町内各校園に設置した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や青少年健全育成団体による見守り活動など、地域全体で青少年を支える輪が広がっています。
- 青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通して様々な人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を自覚しながら連携を深め、様々な活動機会を提供することが求められています。
- 本町においても青少年を取り巻く社会環境は変化しており、行政をはじめ地域や各種団体、関係機関が連携しながら青少年を育成する取組が重要となっていますが、地域ボランティアの高齢化など指導者の担い手の確保が難しくなっています。
- 青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・学校の連携・協働により、地域とともにある学校づくりを推進していくことが必要です。
- さらに、体験や交流を通じた学びは、青少年の健やかな心身の発達に欠かせないものであることから、体験交流活動の充実を図ることが必要です。

### 施策の 基本的方向

家庭・地域・学校の連携・協働を一層強め、青少年を取り巻く環境の健全化を推進します。

### 主要施策

#### 施策1 子どもや青少年健全育成に向けた活動への支援

- 地域における青少年関係団体の活動を振興するため、指導者の育成を図り、自主的な活動を支援します。
- コミュニティ・スクールの推進による地域人材の活用など、家庭・地域・学校が連携・協働し、青少年と様々な世代が交流する機会の充実を図るとともに、自己有用感を高め、ボランティア精神の育成に努めます。
- 地域ボランティアや学生ボランティアの支援により、子ども達の次代を生き抜く力を養うとともに、地域の教育力を高めます。

#### 施策2 青少年活動の活性化

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、野外活動等の様々な体験を通じた学習・交流の場と機会の充実に努めます。
- メディア等の視聴による疑似な体験ではなく、文字情報からイメージを膨らませ、実際の体験や経験につながるよう、家庭・地域における「減メディア・親読書」運動を推進します。

### 施策3 放課後児童の安全確保

- 各種パトロール活動の実施や減少傾向にある「子ども110番のいえ\*」の設置拡大など、青少年を地域で見守る幅広い活動のもと、非行防止と安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。

#### 協働の取組

- 家庭・地域・学校との連携・協働を強化し、家庭教育・社会教育を通じて地域の教育力を高め、「地域の子どもは地域で守り育てる」という機運を高めます。

#### 施策指標

指標	現状値	目標値
学校支援ボランティアの支援者数	5,729人（延べ） （2021年度）	6,000人（延べ） （2027年度）

#### 関連する個別計画等

- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）

## 2-7. 文化・芸術の振興

### 現況と課題

- 文化・芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらすことから、ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化・芸術に触れることができる環境づくりが求められています。
- 本町では、町民の暮らしの中に心の豊かさや充実を求めるニーズが高まっており、「ハーティーセンター秦荘」をはじめとする社会教育施設等において、文化・芸術の鑑賞機会の充実を図っていません。
- 文化・芸術に関するニーズが多様化している中で、今後も質の高い文化・芸術に触れることができる機会を創出するとともに、文化協会等の文化活動を通じて町民が自ら創造していく力を身につけることが求められます。
- さらに、本町の特色ある文化活動を推進するなど、まちへの誇りや愛着を醸成し、心の豊かさを実感できる環境を整える必要があります。

#### 施策の 基本的方向

「観る」「聴く」「触れる」「創る」「演じる」をコンセプトに五感で文化・芸術活動が展開される文化の薫り高いまちづくりを推進します。

### 主要施策

#### 施策1 文化・芸術活動の推進

- 町内の社会教育施設等との連携により、町民が国内外の優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 文化・芸術活動を取り巻く人材や情報などをコーディネートし、町民の自主的・自発的な活動を支援し、互いの学びが循環する持続可能な仕組みの構築に取り組みます。
- 町民が地域文化の振興・発信の担い手として活躍できるよう、活動成果の発表や相互交流の機会の場を提供するなど、町民文化の発展と地域の活性化を図ります。

#### 施策2 文化団体・指導者の育成

- 文化団体や芸術活動グループの自主的・自発的な活動を支援するとともに、文化・芸術活動に関わる指導者やボランティア等の育成に努め、講座等の体験者から新たな団体発足につなげます。

#### 施策3 いつでも文化・芸術を楽しめるまちづくり

- 町内の社会教育施設等のギャラリー空間を活かし、豊かな歴史文化や自然を背景とした地域資源と連携し、文化の薫り高いまちづくりを推進します。
- 社会教育施設等をはじめ身近な地域の拠点などに共通の趣味や話題で集い、学ぶ機会の充実を図るとともに、自然・歴史文化体験など豊かな自然にふれあう場づくりを進めます。
- インターネットを利用した学習が増えていることに伴い、いつでも、どこでも学習できるよう、スマートフォンやパソコン等を活用した学習機会の提供に努めるとともに、社会教育施設等のインターネット環境の整備を進めます。

## 協働の取組

○町民文化の発信や芸術鑑賞機会の提供により、町民の文化・芸術への関心や理解度を高め、心豊かなまちの実現に取り組みます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
ハーティーセンター秦荘 利用者数	17,801 人 (2021 年度)	40,000 人 (2027 年度)

### 関連する個別計画等

・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）



## 2-8. まちじゅう読書の推進

### 現況と課題

- 本町では、2009年の「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき、本が人と人をつなぎ、新たな交流やにぎわいを創出し、町を活性化するため、町民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたって自分にあった方法で読書ができるよう、まちじゅう読書を推進しています。
- 子ども読書活動の推進については、2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画が示されています。本町では2019年策定の「愛荘町子ども読書活動推進計画（第2次計画）」、2021年策定の「愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）」に基づいて、まちじゅう読書の推進と、子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化を図ってきました。
- 秦荘図書館・愛知川図書館に加え、町内の学校図書館をまちじゅう読書の拠点として整備し、読書活動を推進していくとともに、多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、最新かつ利用者の求める情報を確実に提供できる、人と資料をつなぐ図書館司書の養成が、これからの図書館機能の充実に必要です。
- さらに、社会環境の変化や技術の進展に応じた、電子書籍等新しい情報媒体への対応、格差のない社会を目指して情報面でのセーフティネット\*となる機能の充実など、より居心地のよい図書館を実現するために、本を通じて人と人が出会える場として機能の充実が求められます。

### 施策の 基本的方向

まちじゅう読書を推進・拡充し、「いつでも」「どこでも」「だれも」が読書に親しめるまちを実現します。

### 主要施策

#### 施策1 「知と情報の広場」としての図書館機能の充実

- 「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき、町民の誰もが生涯にわたって自分にあった方法で読書ができ、さらに愛荘町に居ながら最新の情報が入手できる図書館サービスを構築します。
- 出前音読教室や出前図書館、地域での図書館活動を充実し、町民の生涯学習に資する取組に努めます。
- 健康や医療に関する情報など、暮らしに役立つ情報を積極的に収集し、情報の発信に努めます。
- 町民の主体的な生涯学習やビジネスをレファレンスサービス（読書相談・案内）等で支援するために、最新の資料を収集し提供します。
- 「地域の資料は地域が保存し後世に伝える」必要があることから、地域資料を収集、保存するとともに、地域資料の電子化と公開を進め、愛荘町のPRにつなげます。
- 郵送貸出の取組等、図書館へ来館しにくい町民へのサービスの充実に努めます。

## 施策2 子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化

- 「未来を拓く 愛荘16年教育」構想の具現化に向け、幅広い年齢層の読書活動を応援するとともに、「減メディア・親読書」を推進します。
- 町立図書館のほか、学校図書館の資料の充実により、子どもの読書と学習を応援します。
- 児童生徒の読書を支えるほか、多言語教育への対応や授業の支援等、小中学校における図書館活動を継続的に実施するため、学校図書指導員を配置し、学校図書館の活性化に努めます。
- 図書館司書が幼稚園・保育所・小中学校のほか、子ども会へ出向いて実施する出前おはなし会やブックトーク\*等を実施し、図書館以外の場での読書活動を推進します。
- 絵本作家の原画展や講演会を開催し、絵本や児童文学作品をより身近に感じることのできる機会を創出します。
- 子ども読書に関わる人材育成をはじめボランティアとの協働により、子どもに関わる読書環境の充実に努めます。

## 施策3 まちじゅう読書の拠点としての図書館整備

- 本のこと、探している資料のこと、町の情報や歴史を知りたい時に図書館司書が頼りになるよう、人と資料をつなげる図書館司書の育成・充実に努めるほか、関係団体と積極的に連携し情報の収集と提供に努めます。
- 秦荘図書館・愛知川図書館の長寿命化や施設改修に取り組み、快適な読書環境の提供に努めます。
- ビブリオバトル（本の魅力を紹介し合う書評合戦）や本の展示を開催し、誰もが参加できる図書館の運営に努めます。

## 協働の取組

- 町民参加による図書館運営を推進し、町民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
町民が1年間に借りる 図書館資料点数（1人あたり）	14.0点 （2021年度）	15.0点 （2027年度）
学校図書館での 貸出冊数	46,360冊 （2021年度）	48,000冊 （2027年度）

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町まちじゅう読書の宣言
- ・愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）
- ・愛荘町図書館基本計画（第2次）
- ・愛荘町子ども読書活動推進計画（第2次）

## 2-9. 歴史文化の継承と活用

### 現況と課題

- 文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重なまちの財産であり、これらを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが重要となります。
- 本町には、湖東三山のひとつ「金剛輪寺」があり、本堂は室町時代の木造建造物として国宝に指定されているほか、重要文化財や県・町の指定文化財等の貴重な歴史資産が多数あります。
- 地域文化財や史跡は、地域ごとの特色ある魅力が顕著に表れており、この魅力ある文化財に触れることは、豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。
- さらに、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図ることを目的に、2021年6月に文化財保護法の一部が改正されたことに伴い、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図り、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促進していくことが求められています。
- これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組むことができる体制づくりが必要となります。
- また、本町には江戸時代末期に伝えられた伝承工芸「びん細工手まり」があります。一旦途絶えかけた技術は保存会と行政の連携によって復興し、2011年には県の伝統的工芸品に指定され、町を代表する文化資源となりました。「びんてまりの館」では、びん細工手まりの技術継承と技術力の維持を目的とした講座、魅力発信を目的とした展示、イベントなどを実施してきましたが、高齢化による高度な技術者の減少は避けられず、人材の発掘と育成が急務です。
- これらの文化資源は、町民の郷土に対する愛着や誇りを育む基盤であり、観光振興や地域振興に資する重要な要素にもなっていることから、歴史文化への興味関心がさらに高まるよう調査研究を進め、その成果を広く発信していくことが重要です。

#### 施策の 基本的方向

本町の歴史文化を未来に確実に継承するとともに、効果的な情報発信に努め、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めます。

### 主要施策

#### 施策1 文化財情報の発信

- 文化財の特性や保全に配慮しつつ、観光振興や地域振興につながるよう、町民や関係団体に対して、多様な情報媒体を通じた情報を発信します。
- 歴史資産を活かした展示や小中学校でのワークショップやオリエンテーションのプログラムを提案し、次の世代に向けて、地域の歴史文化についての情報発信と学習理解の促進に努めます。
- 地域文化とともに育まれてきた自然、歴史文化、産業、人びとの暮らしなど地域資源の持つ魅力を地域内外に広く発信します。

## 施策2 文化財の保存と活用

- 無形文化財や未指定文化財等を含め、地域社会総がかりで取り組めるよう、「文化財保存活用地域計画」の策定の検討など、地域における文化財の計画的な保存修理・活用を促進できる体制を整備します。
- 文化財の保存と活用を推進するため、原典資料の収集・整備に努め、文化財指定を視野に入れた基礎調査等の充実を図り、町指定文化財の適正な保存修理を実施します。
- 自然や歴史文化など地域資源を現地に保存し、その活用や展示を通して、学習の場づくりに努めることにより、町民の地域に対する愛着や誇りを醸成します。

## 施策3 地域文化の保全と継承

- びん細工手まりと様々な手仕事を育んできた当町の歴史文化について、展示等を充実し、広く情報を発信します。
- びん細工手まりの技術継承と高い技術力の維持を目的とした講座、魅力発信を目的とした展示、イベントなどを実施し、後継者の育成を行います。
- 地域の特性を活かした企画展示により、郷土の歴史文化への理解と郷土を愛する意識を醸成します。
- 地域の歴史文化に関する報告書や図録の刊行を行うとともに、効果的な情報発信に努め、歴史資産が集積された本町への来訪者の受け入れを充実します。

## 協働の取組

- 町内に現存する史跡公園や歴史的建造物などが適切に保全されるよう啓発に努めます。
- 自治会や個人で所有する貴重な歴史資料（古文書・美術工芸品など）が保管・継承できるよう、情報提供を求め、啓発に努めます。
- びん細工手まりの技術を後世に継承するため、保存会と連携し、後継者を育成します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
歴史文化博物館 入館者数	9,649人 (2021年度)	20,000人 (2027年度)
びんてまりの館 入館者数	31,970人 (2021年度)	33,000人 (2027年度)

## 3

## 活力あふれるにぎわいのまちづくり

## 3-1. 農林業の振興

## 現況と課題

- 近年、生産者の高齢化や後継者不足を端緒とした担い手の減少に伴う遊休農地の増加、また、コメ離れや輸入農産物への依存による食糧自給率の減少、生産物の需給バランスの変化や資材価格高騰に伴う販売価格への影響など、農業情勢を取り巻く環境が急激に変化する中、消費者の要求に対応できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。
- 本町では、一級河川の愛知川や宇曾川によって育まれた肥沃な農地において、水稻および麦、大豆を主体とする土地利用型農業\*を展開してきましたが、担い手への農地集積が進む中で農家数は急激に減少し、意欲ある担い手の確保や新規就農者の育成、鳥獣害対策など農村環境の保全が必要となっていることに加え、農業基盤整備等により生産効率を高めた優良農地の確保や、スマート農業\*など経営コストを低減した安定的な農業経営の確立が求められています。
- より安全で高品質なものを低コストで生産し、付加価値を高めていくためには、農業者や行政等の各関係機関が一体となり、高度な生産技術や新品種の導入等の販売戦略の強化やブランド化の推進、日々変化する社会情勢に対応できる経営者の育成のほか、女性や高齢者、外国人、都市住民等の感性や知識・経験が発揮できる活力ある農業の推進を図っていくことが必要となります。
- 林業においても後継者不足を要因とした担い手の減少がさらに進み、輸入木材とコスト競争が続く中、建築材としての木材需要が低迷し、林業経営は厳しい状況にあります。
- 森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や水源のかん養、生物の保全、また観光資源など多様な機能を持ち、町民の生活に重要な役割を果たしていることから、森林環境譲与税等の施策を活用することにより、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図っていく必要があります。

**施策の  
基本的方向**

多面的機能を持つ農地や森林を次代に引き継ぐ財産として保全し、多様な主体によって安全・安心で環境に配慮した産物を生産し魅力を高めることにより、農林業振興を図ります。

## 主要施策

**施策1 未来へつなげる田園風景**

- 農業委員会と協力し「実質化された人・農地プラン（地域計画）」の策定・更新、中間管理事業を利用した農地集積・集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消に努めます。
- 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努め、環境保全型農業\*を推進します。
- 地元の生産者や土地改良区等と連携し、農業用水利施設等の計画的な更新や整備を図り、農村まるごと保全向上対策の推進等による維持管理を進めます。
- 鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会と連携し、鳥獣による被害の防止に取り組むとともに、農地と森林の調和を図ります。



## 施策2 新たな農業へのチャレンジ

- 農商工連携の推進、6次産業化を支援し、新たな特産品の創出やブランド化を推進します。
- 高収益作物や飼料作物の生産拡大など、マーケットイン\*の思考から市場のニーズに合わせた農産物の生産・販売を関係機関とともに推進し、農業所得の向上を図ります。
- 特産品である「秦荘のやまいも」の栽培技術の継承と生産拡大に努めるとともに、地域ブランドの保全を進めます。
- 地場産野菜を使用した伝承料理の研究や学校給食の食材としての利用を図り、消費者へ安全・安心な農産物をPRするとともに、地産地消を推進します。
- 都市農村交流や市民農園など、地域の農林資源等を活かした体験交流事業を支援します。

## 施策3 多様な担い手の確保・育成

- 経営感覚に優れた農業経営者の育成や、農業者や営農組織の存続に向けた後継者対策など、地域農業を牽引する担い手の確保に努めます。
- 新規就農希望者に対し、農地情報の提供や農地バンク\*を利用した農地の集積・集約化を図ります。
- 女性や高齢者をはじめ、外国人、都市住民、企業等、多様な主体が持つ感性や知識、経験などが発揮できる活力ある農業の促進と、半農半Xといった農業への柔軟な関わりを推進します。
- 生産者が集い、生産販売の情報交換が図れるよう支援し、地域農業を発展させる活動を推進します。

## 施策4 森林資源の保護・保全と適正利用

- 将来にわたって適切な間伐が行えるよう人工林の整備・管理等を推進し、荒廃している里山の手入れをするなど、森林に親しみ利用できる環境づくりに努めます。
- 木が持つ心地よさを五感で感じ、その温かみを暮らしに取り入れられるよう「木育\*」を推進します。
- 豊かな森林資源を保全していくため、関係機関とともに多様な担い手の確保に努めます。

## 協働の取組

- 地産地消、域内消費の拡大に努め、農業者の生産意欲の向上と農村まるごと保全向上対策等の活動参加を通じ、町民の農業に対する理解を深め、多様な主体の農業参画を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
農地集積率	68.6%（2021年度）	75.0%（2027年度）
認定農業者*数	35件（2022年度）	40件（2027年度）
6次産業実施事業者数	7事業者（2021年度）	10事業者（2027年度）

### 関連する個別計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想  
愛荘町地産地消行動計画（6次産業化推進プラン）
- ・愛荘農業振興地域整備計画
- ・愛荘町森林整備計画
- ・彦愛犬鳥獣被害防止計画

## 3-2. 商工業の振興

### 現況と課題

- 人口減少や少子高齢化に伴う商圈規模の縮小や買い物困難者の増加、ライフスタイルの変化による消費行動の多様化など、商工業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済は大幅に下押しされているとともに、原油価格や物価高騰等の影響が中小企業者等への追い打ちとなっています。
- コロナ禍を契機とした社会経済情勢の変化に対応するため、ブランド力の向上、経営基盤の強化および販路の開拓・拡大など、創意工夫を凝らして挑戦する中小企業者等の取組を支援することが求められており、的確にニーズを把握し、支援する仕組みづくりが重要となります。
- さらに、地域経済および中小企業者等の実態の把握には、商工会との連携が不可欠であり、町内産業が活性化していくためにも、異業種が交流し、知恵を出し合い、連携・協働することで、地域に根ざしたサービスを展開していくことが必要です。
- 依然として、まちの中心を担う商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、集客力が低下しているほか、後継者不足による空き店舗等の増加により、かつての商店街の活気は失われている状況です。
- これら空き店舗等を地域の重要な不動産ストックと捉え、その利活用を図ることは、地域経済の活性化や移住等の地域振興への貢献が期待されます。
- 起業意欲のある外部人材等を積極的に誘致し、地域資源を活かした起業を促進するなど、地域コミュニティやまちづくりと連動した取組を進め、まちのにぎわいを創出していくことが重要です。

#### 施策の 基本的方向

地域に密着した商工業の発展を促進するとともに、外部人材等を活かした起業を促進し、地域活力を生み出すことで、まちのにぎわいを創出します。

### 主要施策

#### 施策1 中小企業者等の振興

- 商工会と連携し中小企業者等のニーズや実態を的確に把握し、安定した経営基盤を確立し、事業を継続・発展できるよう施策を展開します。
- 中小企業者等の先端設備の導入に支援措置を講じることで、生産性向上のための設備投資を加速します。
- 経営基盤の強化に向けて、情報提供やネットワークの強化に努めるとともに、国・県等の各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 中小企業者等が有する技術力や製品などの魅力を広く発信し、販路拡大や市場の開拓につながるよう支援します。



## 施策2 地場産業の振興

- まちが誇る高い技術と技能を活かした地場産業の振興により、国内外を視野に入れた競争力の強化を図るとともに、地域ブランドとして育成・強化に努めます。
- 新商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開を促進します。
- 担い手となる人材の確保、育成、資質向上に対する支援を行うとともに、優れた技術等の継承を推進します。

## 施策3 創業・起業の支援

- 商工会との連携により、新規起業家に対する「創業セミナー」を開催するとともに、新規出店に必要な資金の貸付など各種支援制度の周知に努めます。
- 空き店舗等の実態を調査し、地域振興に資する有効な不動産ストックを把握します。
- 地域おこし協力隊等の外部人材を積極的に誘致し、地場産業や地域資源を活かした起業を促進します。

## 施策4 異業種交流の推進

- 商工会・観光協会との連携を図りながら、空き店舗の活用や中山道の歴史資源などを活かした取組を支援し、地域商業の活性化を推進します。
- 町内資源の掘り起こしから新たな地域ブランドの可能性を見出し、多様化する消費者ニーズに対応できる商品等の開発を支援することで、ふるさと納税の拡大に努めます。

## 協働の取組

○日々の暮らしにおいて、地元消費を心がけるよう周知に努め、地域経済の発展を促進します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
新規起業家数	3人 (2022年度)	15人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町創業支援等事業計画
- ・愛荘町観光物産振興計画
- ・愛荘町導入促進基本計画

### 3-3. 雇用の安定

#### 現況と課題

- 本町では、企業の社会的責任\*（CSR）と就職の機会均等に基づく適正な採用選考および進路保障など、企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的な取組を行えるよう啓発に努めています。
- また、地域総合センターで実施している就労相談を周知するなど、雇用促進のためには、学校・企業・行政が連携を深め、さらなる就業対策を講じていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により低下した有効求人倍率は徐々に回復傾向にあるものの、依然として非正規雇用労働者の増加や医療介護分野における慢性的な人材不足など、業種による需要の偏りが存在しています。
- 一方で、昨今のコロナ禍は、働き方の多様化など様々なライフスタイルを可能とし、若者の地方移住や地方回帰に対する価値観にも変化が生じていることから、まちの将来を担う若者の就職先として地元企業に目を向けてもらえる取組を進めていく必要があります。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、人材の還流を目指した取組を進めるとともに、空き店舗など既存の不動産ストックを活用したサテライトオフィスの誘致など、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

#### 施策の 基本的方向

安定した雇用機会の確保と拡充を図るとともに、地元企業への理解を深める機会を充実させることにより、若者の人材還流を目指します。

#### 主要施策

##### 施策1 企業内人権啓発の推進

- 企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的な取組を行えるよう啓発および研修の実施に取り組みます。

##### 施策2 就労支援の推進

- 就労相談などを通じ、就職困難者や就職弱者に向けた就労支援を進めるとともに、雇用促進に努めます。
- 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、様々な分野で活躍する女性の支援と育成を図ります。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、各関係機関との連携を密にし、生活困窮者に対する多方面からの就労支援に努めます。
- 職業安定所等と連携を深め、コロナ禍において増加した非正規雇用労働者に対し、安定的な雇用促進に努めるとともに、人材が不足する医療介護分野への就職斡旋に努めます。
- 企業に対し、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度を積極的に活用し、若者の安定雇用を促進されるよう啓発に努めます。

### 施策3 企業誘致の推進

- 企業誘致が可能な民間所有地について、ニーズを的確に把握するとともに各種優遇施策等の情報提供に努めます。また、町内の未利用地を調査し、物件情報の拡充を図ります。
- 町内空き店舗などを活用したサテライトオフィスの誘致など、地域での仕事を生み出し、新しい働き方を推進します。
- インフラ整備（道路整備など）が必要な遊休地について、ワンストップ窓口\*での相談対応に努めます。
- まちなぎわいと安定した雇用環境の創出に向けて、地域の産業と結びつく企業誘致と既存企業の事業拡大に努めます。

### 施策4 児童生徒の勤労観等の醸成

- 児童生徒が社会人や職業人として自立できるよう、教育機関等と連携したインターンシップ事業を推進します。
- 地元企業への理解を深める機会を充実させることにより勤労観等を醸成し、次代を担う人材の育成に努めます。

### 協働の取組

- 互いの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりを実践できるよう啓発に努めます。
- まちの将来を担う若者の人材還流を目指し、地元企業への理解を深める機会の充実に努めます。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
新規企業等誘致数 （愛荘町ホームページ掲載分）	2社 （2022年度）	4社 （2027年度）

#### 関連する個別計画等

- ・地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画

## 3-4. 観光まちづくりの推進

### 現況と課題

- 全国的な人口減少問題等を背景に、インバウンドの増加や地域活性化の有力な手段としての観光振興など、選ばれる観光地となるためには、魅力あるまちづくりの推進に加え、地域独自の取組がその重要性を増しています。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの国において海外渡航制限等の措置がとられ、国内においても旅行控えや外出自粛等により観光需要が激減するとともに、災害の激甚化など次々と想定外の事象が起こり、不確実で変化の読めない時代が訪れています。
- 人々の価値観や社会情勢等の変化に伴い観光ニーズも多様化しており、アウトドアツーリズム\*やオンラインツーリズム\*、ワーケーションなど新たな観光スタイルが主流化する中、これら新たな観光スタイルに対応していくことが観光産業には強く求められています。
- さらに、「モノ」ではなく、「心の豊かさ」が実感できる体験型・交流型の観光をより効果的なものとしていくためには、観光事業者や行政だけでなく、地域住民の関わりが必要不可欠です。
- 地域住民が地域資源を再発見・新発見する取組を支援するとともに、地域が一体となり観光まちづくりを推進していくことで、地域への愛着や誇りを醸成し、移住・定住の促進につなげていくことが重要です。
- 本町には、自然や歴史文化がもたらした資源や、地域住民により守り受け継がれてきた魅力的な宝が豊富に存在します。本町が持つオンリーワンの宝を魅力ある観光資源へと変化させ、地域の活性化へとつなげ、来訪者等から選ばれ続けるためにも、まちの魅力を訴求していく必要があります。

#### 施策の 基本的方向

住んでいる人が誇りある輝くまちをつくり、訪れた人が地域の豊かさに触れ、再び訪れたいような観光まちづくりを推進します。

### 主要施策

#### 施策1 体験型・交流型観光の推進

- 自然との関りが注目される中、宇曾川渓谷周辺の自然や史跡を周遊するモデルコースの開発およびウォーキングツアーを開催します。
- のどかな田園風景を活かした湖東三山自然歩道の周知を図り、湖東三山および周辺地域の活性化を促進します。
- 伝統工芸・産業が有する魅力を最大限に活かした体験型ツアーを造成し、まちの魅力を発信するとともに、担い手の確保に努めます。
- 中山道愛知川宿の歴史や史跡、寺社仏閣を巡るまち歩きツアーを開催するとともに、イベントやマルシェ等の開催を支援し、人が集う仕掛けづくりに取り組みます。
- 駅や中山道周辺をまちの中心市街地と位置づけ、空き家・空き店舗を活用した起業家や移住者の誘致に努めます。

## 施策2 観光客に選ばれ続ける魅力の発信

- ホームページやSNS等による情報発信の充実に努め、観光行動を起こしたくなるようなPR活動を展開します。
- 来訪者に長く滞在してもらうために、各観光資源が町内の他の観光資源へと誘導する仕組みを構築します。

## 施策3 魅力の再発見・新発見

- 子ども観光ボランティアガイドを育成することで、地元愛を醸成するとともに、地域住民が町の歴史文化等について学ぶことができる講座やツアーを開催します。
- 着地型観光\*を推進するうえで語り部の存在は必要不可欠であることから、観光ボランティアガイドの育成・拡充に努めます。

## 施策4 観光ニーズに合った物産の開発・提供

- 外部人材を含む多様な人材や団体と連携し、食を中心とした愛荘町独自の物産を開発・提供することで、新たな地域ブランドの創出を図ります。

## 施策5 観光受入環境等の整備

- 来訪者等を誘導する仕掛けのひとつとして、統一した案内表示の充実に努めます。
- 来訪者等が徒歩やサイクリングで居心地が良く快適な観光を楽しむことができるよう、まちなかウォーカブルを推進し、持続可能な市街地を形成します。
- 来訪者等の視点に立ち、アクセスしやすく周遊しやすい環境整備に向けて、二次交通\*や町内を周遊するアクセス手段の確立に努めます。
- 町内の各施設について、民間事業者の特性を活かし幅広い事業展開を推進できる指定管理者制度などを活用するとともに、観光協会や商工会、観光拠点施設との連携強化に努めることで、一体的な観光まちづくりに取り組みます。

## 協働の取組

- 町民の地域に対する愛着と誇りを醸成するため、地域イベントや祭事への積極的な参加を促進します。
- 町民が身近な地域資源を知り、誇りが持てるよう情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、観光ボランティアガイドの育成・拡充を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
町内観光入込客数	244,700人 (2021年度)	446,000人 (2027年度)
観光ボランティアガイド会員数	9人 (2021年度)	12人 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町観光物産振興計画

## 4

## 安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり

## 4-1. 防災・減災対策の強化

## 現況と課題

- 全国各地で発生する自然災害や異常気象に加え、戦後最大級の感染症ともいわれる新型コロナウイルスのまん延は、危機管理の側面でも多くの問題を顕在化させるなど、まちの根本的な安全性の確保を図る必要があります。
- 町民の生命や財産を災害から保護するため、各種マニュアルの周知・啓発、業務継続計画\*（BCP）を適宜更新し、対策を講じていく必要があります。
- 災害に強いまちづくりを推進していくためには、日頃から町民一人ひとりが災害への危機意識と自主防災への意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域住民が協力して防災活動を行う自主防災組織の育成が重要になります。
- また、地域防災力の要となる消防団の活動は増加傾向にある一方で、社会構造や就労形態等の変化により、団員の確保が困難となっており、災害発生時には、広域的なボランティア活動が大きな力となることから、災害ボランティアの育成と受入体制の整備を行う必要があります。
- さらに、情報化社会の進展に伴い、多様化するニーズに応じた広報媒体を活用し情報力の強化を図るなど、リスクコミュニケーションを高めていく必要があります。

**施策の  
基本的方向**

自助・共助・公助による防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくり・人づくりを目指します。

## 主要施策

**施策1 自然災害対策および防災体制の充実**

- 各種災害に対応できる防災施設として、早期避難や感染症にも配慮した避難者対策の充実強化を図ります。
- 公共施設の計画的な耐震化や一時避難所・福祉避難所の適正確保を進めるとともに、自治会施設の耐震診断・改修を支援します。
- 町民の防災意識の高揚に努めることで、自治会単位での自主防災組織の設置・育成を図り、防災訓練、資機材の整備など活動の支援を行います。
- 災害の未然防止や減災を図るため、防災ガイドブックや総合防災マップを活用した避難情報等の周知を図ります。
- 地域住民や事業所など各種団体に参加を呼びかけ、町内全域での総合防災訓練を実施することで、町民の防災意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携して、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者の把握と避難支援者の確保を図ります。
- 消防団員の充実・確保を図るため、地域の実情にあった消防団への支援と資質の向上に努めます。



- 消防ポンプ自動車等の消防設備の更新・維持管理に努め、防災力の向上を目指します。
- 新型コロナウイルスに係る正しい情報の提供を行うとともに、感染症拡大防止に向けた資機材の整備を図ります。

## 施策2 危機管理体制の充実

- 県および近隣市町、防災関係機関と平時から情報交換や情報共有等連携・調整を密にし、災害が発生した場合に迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図ります。
- 新型コロナウイルスのまん延を契機としたあらゆる危機事象を想定し、随時、計画やマニュアルを更新するとともに、大規模な災害などが発生した際に、早期に業務が再開できるよう各分野における業務継続計画（BCP）を適宜更新し、対策を講じます。
- 緊急情報の伝達手段である、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や防災行政無線の円滑な運用に加え、時流に応じた新たな広報媒体の活用を検討します。

## 施策3 浸水・治山\*・砂防対策の推進

- 県および関係機関と連携し、河川整備、河川浚渫\*などの維持管理を進め、浸水対策に努めます。
- 森林（保安林）や砂防指定地\*、急傾斜地崩壊危険区域\*などの適正な保全・管理や、土砂災害警戒区域\*等指定区域について、国や県と連携し、治山・砂防対策に努めます。
- 災害時における人的被害防止のため、迅速かつ安全に避難できるよう、各種ハザードマップ\*の周知に努めます。

## 協働の取組

- 日ごろから非常時・災害時における備蓄や非常用持ち出し品を揃えるよう、危機管理意識の高揚に努めます。
- 総合防災訓練への参加を促進することで、町民の防災意識の高揚を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
自主防災組織設置数	37 自治会 (2022 年度)	40 自治会 (2027 年度)
災害相互応援協定締結数（累計）	市町：8 民間：23 (2022 年度)	市町：10 民間：30 (2027 年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町地域防災計画
- ・愛荘町国民保護計画
- ・愛荘町国土強靱化地域計画
- ・愛荘町業務継続計画（BCP）
- ・愛荘町水防計画

## 4-2. 交通安全対策の推進

### 現況と課題

- 交通事故のない明るい社会を構築していくためには、町民の安全と安心を確保していくことが極めて重要で、町民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、習慣化することが必要です。
- 本町では、2021年度に策定した「第11次愛荘町交通安全計画」に基づき、警察署や交通安全推進員、交通安全シルバー指導員などを中心に、交通安全意識の普及・啓発活動に取り組んでいます。
- 近年、幹線道路から生活道路に至るまで本町を通行する車両は増加しています。このような中、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者の事故割合は高く、高齢社会の進展に伴う交通安全対策の強化が必要です。
- 今後も引き続き、関係団体との連携による普及・啓発活動に取り組むとともに、危険箇所への安全対策を講じ、交通事故防止に向けた取組を一層進める必要があります。
- 一方で、歩行者・自転車優先の人と環境にやさしい交通体系が必要とされる中、幅員の狭い道路が多いことから用地確保ができず、歩道の整備や歩車分離を進めることが困難な状況です。
- 今後、町民の利便性および安全性を確保していくため、緊急性の高い箇所から交通安全施設の整備を進めるとともに、道路施設のバリアフリー対策等を進めることが必要です。

### 施策の 基本的方向

広く交通安全意識の普及・浸透を図り、町民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、交通事故のないまちを目指します。

### 主要施策

#### 施策1 交通事故による被害の防止

- 子どもから高齢者まで幅広い世代の交通安全教育を推進し、日常生活において安全に道路を通行するための基本的技能および知識の習得に努めます。
- 高齢者が安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会を形成するため、日常の移動手段や方法の違いに応じた対策を推進します。
- 高齢者等の特性を理解した歩道の整備や生活道路対策を行い、誰もが交通社会に参加することを可能にするためのバリアフリー化された交通環境の形成を進めます。
- 歩行者や自転車、自動車等、それぞれの交通手段に応じた交通安全対策を推進します。
- 自転車利用者への啓発を推進し、ルールやマナー違反による交通事故の発生を抑制します。
- 歩行者や自転車利用者といった交通弱者を保護し、町民が道路交通の安全を体感することができるよう、車両の走行速度の抑制を図るための道路交通環境の整備など、関係機関との連携のもと、総合的な対策を図ります。

## 施策2 交通事故が起こらない環境の創出

- 自転車等の安全運転義務違反が原因の交通事故が発生していることから、交通事故の実態を踏まえたきめ細やかな対策を推進し、交通事故ゼロを目指します。
- 地域住民の交通安全対策に関する関心を高め、生活地域における安全で安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加する意識を醸成します。

## 施策3 安全で安心な道路交通環境の整備

- 生活に密着した身近な道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、自動車、自転車および歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備に努めます。
- 愛荘町通学路交通安全プログラムに基づく安全点検を定期的を実施し、危険箇所を把握するとともに、通学路などの歩道整備を推進します。
- 警察および道路管理者が連携し、事故の実態調査・分析を行いつつ、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進し、道路交通環境を改善するとともに、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。
- 国道8号バイパス整備に関し、周辺地域等の安全が確保された整備となるよう、調査・検討を行います。

## 協働の取組

- 町民や地域との協働により交通安全教室などを通じた交通安全意識の高揚を図ることで、交通事故のないまちづくりを目指します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
交通事故発生件数	38件 (2021年)	15件 (2027年)
全事故に占める高齢者事故割合	28.9% (2021年)	26.3% (2027年)
死亡事故発生件数	1件 (2021年)	0件 (2027年)
町道の歩道整備の延長	29,841m (2021年度)	31,355m (2027年度)
グリーンベルト*の面積	2,439㎡ (2021年度)	2,600㎡ (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・第11次愛荘町交通安全計画
- ・愛荘町道路網整備計画

## 4-3. 防犯対策・消費者保護の推進

### 現況と課題

- 複雑化する社会環境などを背景に、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪・特殊詐欺等の被害が深刻化しており、犯罪から弱者を守る取組が求められていることに加え、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年層を狙った犯罪が懸念されています。
- さらに、近年の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズの多様化に伴い、多種多様なサービスが消費者に提供される一方で、今までにない新たなトラブルが発生するなど、消費生活環境は複雑化しています。
- 本町では、街頭啓発や防災行政無線による注意喚起をはじめ、警察署と「犯罪多発警報・交通事故発生警報に関する協定書」を締結し、地域と連携しながら犯罪抑止、啓発に努めています。
- 地域社会全体で子どもの安全を見守る必要性から、新入学児童への防犯ブザーの配布や「愛ぼうくん\*」の設置による緊急時の安全対策に加え、スクールガード（学校安全ボランティア）や各種団体の交通立番・パトロールの協力により、人と人の顔が見えるつながりの中で防犯活動を実施しています。
- 判断能力が脆弱な高齢者や障がいのある人を狙った悪質な商法や違法行為も全国的に後を絶たないなど、消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予測されることから、消費相談体制の充実に努めるとともに消費者教育の推進を図ります。

#### 施策の 基本的方向

地域の見守り等による防犯体制を充実し、一人ひとりの知識を深め、防犯意識を高める取組を組織的に推進することにより、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

### 主要施策

#### 施策1 防犯体制の充実と啓発

- 様々な媒体を通じて、特殊詐欺やネット犯罪などの多様な犯罪の情報発信を行うことで、防犯意識の高揚を図ります。
- 警察や地域の防犯団体等と連携し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりを進め、安全で安心な生活の確保に努めます。

#### 施策2 地域防犯活動の充実

- スクールガード（学校安全ボランティア）や青色防犯パトロール等の協力により、学校周辺や地域での見守り活動を充実し、子どもたちの安全確保を図ります。
- 「愛ぼうくん」を適切に管理し、通学する児童に対する定期的な訓練や指導を行います。
- 広報紙や防犯グッズの配布による地域安全意識の高揚を図ります。
- 自主的な防犯パトロールなどの活動を支援するとともに、夜間時における防犯灯の点灯不良、照度不足等を適切に維持管理することで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

### 施策3 消費者保護の推進

- 多様化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できるよう、滋賀県消費生活センターと連携を図り、消費者からの相談・苦情処理体制を充実します。
- 成年年齢引下げにより、18歳・19歳の若年層に対する消費者被害を未然に防ぐよう啓発・周知を行います。
- 悪質商法・詐欺などに関する被害や予防に関する情報の提供に努めるとともに、滋賀県消費生活センター等と消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員との連携を図り、地域の見守り活動を促進することで、高齢者や障がいのある人などの消費者被害の未然防止を図ります。

### 協働の取組

- 地域や民生委員・児童委員などとの連携による見守りネットワークを構築し、消費者被害を未然に防止します。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
人口1万人当たりの 刑法犯罪認知件数	30.3件 (2021年度)	20件以下 (2027年度)

## 5

## 快適でうるおいのあるまちづくり

## 5-1. やすらぎ住環境の整備

## 現況と課題

- 住宅を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進展や、近年の気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化により、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が一層求められています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換を迫られていますが、こうした社会の大きな変化は、住宅政策についても例外ではなく、人々の住まいのニーズや選択に生じている大きな潮流の変化を踏まえた政策の展開が求められています。
- 本町においても、将来的な人口減少や高齢化の進行が予測される中、今後、空家等の増加がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるため、空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全等、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- ライフスタイルの多様化に伴い二地域居住や地方移住が新たな価値観をもたらす中、空家等情報登録制度（空き家バンク）\*の運営による空家等の有効活用を推進している一方で、居住目的のない空家等が増加していることから、2022年1月に「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」を施行し、安全で安心な暮らしの確保を目的に、空家等の適正管理に取り組んでいます。
- さらに、住宅は、人々の生活を支える基盤であり、地域住民一人ひとりが豊かさを実感できる住環境を整備していくためには、下水道施設等のライフラインの維持管理に努めるとともに、建築後17年が経過した町営住宅についても、長寿命化に向けた診断や調査を行っていく必要があります。
- 社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現していくため、空家等の発生がもたらす社会課題の解決をはじめ、既存住宅中心の施策体系への転換を見据えた住宅政策を推進し、すべての人々が安心して暮らせる社会を目指す必要があります。

**施策の  
基本的方向**

時代の変化に対応した住宅施策を展開し、安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に努めます。

## 主要施策

**施策1 空家等の利活用の推進**

- 空き家バンクの利用希望者のニーズにあった不動産ストックの掘り起こしを行い、マッチングが成立しやすいよう活発な空き家バンクを運営します。
- 空家等無料相談会を実施し、物件所有者の方に対して空家等の利活用を促すことで、空き家バンクへの登録促進と登録物件の充実を図ります。
- コンパクトなまちづくり施策やまちなかウォークアブルの推進など、都市政策と一体となった空き家・空き店舗の利活用を推進します。
- 空き家バンクによる利活用を推進し、セカンドハウスやシェア型住宅等、二地域居住や多地域居住の推進に向けた施策等を検討します。



- 相続登記が義務化されることを周知し、所有者不明土地等の発生防止と、空き家・土地の利用の円滑化を図ります。

## 施策2 空家等の適正管理の強化

- 空家等の所有者等に対し適正管理を促すことで、老朽化が進み危険な空家等となることを未然に防止します。
- 既に老朽化した危険な空家等については、条例に基づく処置（助言・指導・勧告・命令）を実施するとともに、除却等を促し、生活環境の改善を図ります。
- 自治会、地域住民、行政が連携し、所有者等へ空き家発生の抑制に向けた周知・啓発を行い、空家等の荒廃化の未然防止に努めます。
- 所有者を明確にするため、売買や相続等が発生する際に、登記の手続きを徹底するよう所有者等に周知・啓発を行います。
- 愛荘町商工会や愛荘町シルバー人材センターなどの関係団体と連携し、空家等の適正管理を推進します。

## 施策3 安全・安心な住環境の整備

- 公共下水道への接続を推進するとともに、「下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の維持管理に努めます。
- 町営住宅の今後のあり方を定めた「愛荘町町営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の長期的な維持管理に努めます。
- 町営住宅の入退居状況を踏まえた適正管理戸数を見直し、効率的な住宅供給と管理を行います。
- 住宅・建築物のより一層の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修の普及・啓発に努め、耐震に対する関心を高めます。
- 住宅の耐震化の推進および倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の撤去等を促し、災害発生時における倒壊を防止することで、避難経路を確保し安全・安心なまちづくりを進めます。

## 協働の取組

- 良好な住環境の創出に向けて、町民や関係団体との協働により空家等の利活用および適正管理のための方策について検討します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
空き家バンクマッチング成立件数	12件（2022年度）	25件（2027年度）
管理不全な空家等の改善件数	4件（2022年度）	8件（2027年度）
住宅の耐震化率	67.5%（2022年度）	74.2%（2027年度）

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町空家等対策計画
- ・下水道施設ストックマネジメント計画
- ・愛荘町耐震改修促進計画
- ・愛荘町空家等の適正管理に関する条例
- ・愛荘町町営住宅長寿命化計画
- ・愛荘町公共下水道基本計画

## 5-2. 調和のとれた土地利用の推進

### 現況と課題

- 人口減少や少子高齢化の急速な進行により、様々な課題が顕在化、深刻化することが予想され、ひいては都市の暮らしそのものの維持が困難になることが懸念されることから、拡散した市街地をコンパクト化することで、人口減少に転じても生活サービス水準が維持された、効率的かつ持続可能な都市構造を構築する必要があります。
- 本町は、1983年から湖東都市計画区域の一部を形成し、土地利用について都市計画法の区域区分を定めず制限が緩やかな、いわゆる非線引き区域として現在まで維持されていますが、今後は優先的に整備を進める地域と保全すべき地域を明確化し、暮らしの利便性と自然環境の保全や農地との調和に配慮した、計画的な市街地を図る必要があります。
- 2013年の湖東三山スマート IC の開通などに伴う交通の利便性向上により、物流倉庫の新設や分譲宅地開発が町内各所で進行し、宅地と農地の混在が見られつつあります。
- さらに、高齢化の進行や消費者ニーズの多様化により、各自治会では空き家が増加、中山道沿いでは空き店舗が目立つなど、かつてのにぎわいが失われつつある現状や、農業の担い手・後継者不足により遊休農地が増えつつあることも、今後のまちづくりの重要な課題です。
- これらの課題に対応し、自然環境や農と調和した良好な住環境の中で、子どもから高齢者まであらゆる世代が安全で快適に住み続けられる持続可能なまちづくりを実現するために、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用の管理、誘導と公共交通ネットワークの確保による拠点連携型のまちづくりを進めていく必要があります。

#### 施策の 基本的方向

自然環境の保全や農地との調和に配慮した計画的な市街地を形成し、子どもから高齢者まであらゆる世代が安全・快適に住み続けられるまちを目指します。

### 主要施策

#### 施策1 計画的な土地利用の推進

- 将来都市構造を見据えて、町の特性を活かしながら無秩序な市街化の防止に努め、都市機能の充実と健全で調和のとれた都市形成を図るため、市街地や住宅地、自然地等の地域の特性に応じた適正で秩序ある土地利用の形成を推進します。
- 湖東三山スマート IC の広域的な交通アクセス性を活かした企業誘致等の需要に対応しつつ、利便性の高い商工業施設の集積等を図ります。
- 町西部地域について、広域道路・河川ネットワークを踏まえ、周辺地域の田園環境や自然景観、都市基盤など、調和のとれた土地利用計画を進めます。
- 愛知川駅周辺について、まちの玄関口としてふさわしい景観に配慮した機能的な整備を進めます。
- 町東部地域について、都市的な利便性の確保とともに、集落と農地の調和のとれた土地利用を推進します。
- 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や農地法との調整を図りつつ、区域区分や用途地域等の都市計画法上の規制について調査・研究を行います。

## 施策2 豊かな自然環境に囲まれた住環境形成の推進

- 農業施策と連携しながら、優良農地の保全および地域の特性に応じた個性的で活力ある地域づくりを推進し、農業振興ならびに持続可能な集落の維持・活性化を図ります。
- 愛知川および宇曾川の水辺景観や湖東県立自然公園の山林景観など、本町の豊かで貴重な自然環境の保全を図るとともに、自然と人が触れ合うレクリエーションの場づくりを推進します。

## 施策3 コンパクトで利便性の高い市街地形成の推進

- 庁舎周辺のコンパクトな住環境の形成を目指し、既存施設を活かしながら、周辺住宅地や集落地にとって暮らしの利便性を備えた各種都市機能の向上を図ります。
- 高齢者や障がいのある人等が住みやすい、ユニバーサルデザイン\*のまちづくりを推進します。
- 安定的かつ持続可能な行政運営が維持できるよう、将来の人口動態や需要に応じた施設整備のあり方について検討を進めます。
- 中山道沿いの特性を活かしたまちづくりを推進し、若い世代や移住希望者をはじめ多様な人々の居住の誘導を図るため、住まいのニーズに応える魅力と活力ある住宅地の創出を図ります。

## 施策4 長期を見据えた居住および都市機能の誘導

- 愛荘町立地適正化計画に基づき、利便性の高い拠点周辺の快適性を高めるとともに、若い世代・子育て世代を中心とした多様な世代の居住誘導を図ります。
- 中心拠点および地域拠点への日常生活サービス施設の立地誘導などにより、拠点としての都市機能の維持・充実を図ります。

## 施策5 豊かな地域資源を活かした魅力ある景観の保全・活用

- 町を取り巻く山林や河川空間等が形成する豊かな自然的景観およびこれらと調和する農地・集落景観の保全・育成を図ります。
- 湖東三山のひとつに数える古刹・金剛輪寺をはじめ、中山道愛知川宿の街並み、依智秦氏の里古墳公園や目賀田城跡公園等の歴史文化遺産を活用した歴史的景観の保全・活用を図ります。
- まちなかの低未利用地や既存公共空間を活かし、多様な人の出会い・交流の場となる都市景観の創出ならびにまちの活性化を図ります。

## 協働の取組

○土地等の乱開発の防止に努め、良好な生活環境の確保と調和の取れた土地利用を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
町全体に占める 居住誘導区域内人口の割合	23% (2015年度)	約23% (2025年度)
都市機能誘導区域に立地する 都市機能誘導施設数 (都市拠点、副次都市拠点)	36施設 (2022年度)	36施設以上 (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町都市計画マスタープラン
- ・愛荘町立地適正化計画
- ・愛荘町道路網整備計画

## 5-3. 計画的な道路整備の推進

### 現況と課題

- 道路は、地域活力の向上や町民の生活利便性の向上を図るうえで重要な役割を担っており、まちの発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- 本町は、町東部の国道307号、名神高速道路および町西部の国道8号の幹線道路を中心に南北を通過する広域的な交通網が形成されている一方で、東西方向を貫通する主要幹線道路がないなど、移動の利便性が十分ではありません。
- 各幹線道路は、交通結節点により連携し、町内外への円滑な交通の早期実現が求められており、「滋賀県道路整備アクションプログラム」および「愛荘町道路網整備計画」に基づく整備の優先順位の設定のもと、効果的・効率的な交通基盤整備を推進していく必要があります。
- 広域幹線道路（国道8号線）の慢性的な交通渋滞などにより、生活道路へ通過車両が進入しているため、居住者や通学する児童生徒の安全確保、幹線道路の渋滞緩和対策として国道8号バイパスが計画されています。この計画に伴い、アクセス道路への交通量の増加や交通の流れの変化が予想されることから、バイパス周辺道路の整備を踏まえた上で、地域主体の安全性に優れた道路整備が必要です。
- 地域住民の生活道路である里道・水路（法定外公共物\*）の維持管理については、自治会との協働により計画的な整備を一層進める必要があります。
- さらに、災害時の救助・緊急医療・緊急物資の供給など緊急輸送を担う道路網の整備を行い、防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な管理に努めるとともに、安心して利用できる道路づくりを進める必要があります。

### 施策の 基本的方向

国土軸・新国土軸・新都市軸と地域連携軸とのネットワークの充実を図り、広域的な物流・交流機能を高めるとともに、多世代が日常生活から安全・安心に利用できる道路整備を推進します。

### 主要施策

#### 施策1 広域幹線道路の整備

- 本町と近隣市町を連絡し、本町の南北の骨格を形成する広域連携軸として、国道および県道（主要地方道、一般県道）を広域幹線道路と位置づけ、適正な維持管理および整備事業等を推進します。
- 国道8号の慢性的な交通渋滞への対応等のため、築瀬（東近江市）・長野地域の交差点改良の早期実現を推進します。
- 国道8号の慢性的な交通渋滞の解消や交通安全対策、また産業活動や観光振興等を推進するため、新国土軸と位置付ける国道8号バイパス（彦根～東近江区間）の整備に向けた国・県および関係市町との協力、連携を推進します。
- 国道307号および主要地方道彦根八日市甲西線について、幹線機能の維持、向上を図る道路改良や人に優しい道路環境整備（歩道整備）等について、関係機関との連携・調整を図ります。

- 県道神郷彦根線は、町と東近江市を連絡し、地域交通の渋滞緩和および交通円滑化に寄与する新たな幹線道路として期待されるため、関係機関との連携強化を一層推進し、早期実現に取り組みます。

## 施策2 地域幹線道路の整備

- 主に町域の各地域間を連絡し、本町の東西の骨格を形成する地域連絡軸として、県道（主要地方道、一般県道）および幹線町道（1級町道の一部）を地域幹線道路に位置づけ、適正な維持管理および整備事業等を推進します。
- 県道湖東彦根線（愛知川右岸道路）は、広域幹線道路に連絡し、地域の交通渋滞の緩和および交通円滑化に寄与する幹線道路として期待されることから、関係機関との連携強化を一層推進し、早期実現に取り組みます。
- 湖東三山スマートICから国道8号、JR稲枝駅をつなぐ地域幹線道路は、東西間の生活利便性を向上させる重要な路線であることから、新都市軸として町道石橋川久保線から町道名神国八線までの区間について、道路法線の検討や関係機関との協議・調整を行い、道路整備事業を推進します。
- 2025年に滋賀県で開催される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」に向けて、本町の会場周辺の道路整備を進めます。

## 施策3 生活道路の整備

- 生活の利便性と安全性の向上に向けて、適切な維持管理をはじめ、沿道住民の理解と協力のもと、幅員の狭い道路についても、道路整備計画を策定するなど、計画的な整備を図ります。
- 地域住民の生活環境の向上のため、自治会が管理する里道や水路の計画的な整備を促進します。

## 施策4 計画的な維持管理・保全

- 舗装長寿命化修繕計画では、町道356路線を対象に、舗装亀裂やわだちなどの破損箇所などを計画的に修繕します。
- 橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁167橋を対象に、特に主部材、橋台、橋脚などのひび割れやボルトの破損などを計画的に修繕します。
- 歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進し、歩行者が安全で利用しやすい道路整備を進めます。
- パトロール等による継続的な点検を実施し、町道や河川など危険箇所の把握や維持管理を行います。
- 環境美化を損なわないよう除草や道路清掃を定期的に行い、快適な生活環境の確保に努めます。

## 協働の取組

- 町民みんなが安心して使える道路づくりを進め、安全で快適に歩くことができるよう計画的にユニバーサルデザインを推進します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
橋梁長寿命化修繕実施率 (全167橋)	14.4% (2022年度)	17.0% (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・ 愛荘町都市計画マスタープラン
- ・ 愛荘町道路網整備計画
- ・ 愛荘町舗装長寿命化修繕計画
- ・ 愛荘町橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 愛荘町道路付属物維持管理計画



## 5-4. 地域公共交通の充実

### 現況と課題

- 現代においては、成人の1人に1台と言われる自家用車の普及、道路整備の進展、大型小売店舗など郊外型の施設の増加、自家用車による通勤の増加などにより、日常の暮らしの中の移動距離は長くなり、移動を支える交通の社会的役割はかつてないほど大きくなっています。
- 一方で、自家用車の利便性の向上に伴い、地域公共交通機関を利用する人は、以前と比べて大きく減少しており、交通事業者が単独で維持していくことは困難な状況です。このことにより、自家用車を運転できない移動制約者（高校生や高齢者など）の日常生活における移動手段が確保できなくなることが懸念されています。
- このような中、2020年3月に近江鉄道線の「全線存続」が決定し、近江鉄道を将来にわたり安定的に維持できるよう、上下分離方式（公有民営）により運営を図っていくとともに、沿線地域との結びつきを強め、通勤・通学等の移動手段の確保に加え、観光客等の移動手段としても利便性を向上させていく必要があります。
- また、過度な自動車利用を見直し、鉄道やバス等の公共交通機関や自転車の利用を促進し、環境負荷の低減に寄与する取組を推進していく必要があります。
- 地域公共交通は、町民の移動を支える重要な社会資本として、これまで以上に重要な役割が期待されることから、今後は、地域公共交通の課題を、まちづくりに係る地域全体の課題として捉え、利用者（町民）、行政、交通事業者および関係団体等が一体となり、持続可能な発展に向けて取り組んでいくことが重要となります。

### 施策の 基本的方向

誰もがいつでも安心して移動できる交通体系を整備し、効率的かつ効果的で持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

### 主要施策

#### 施策1 多様な移動ニーズへの対応

- 「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に基づき、まちづくり施策と連携した面的な公共交通ネットワークを再構築します。
- 予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の利用状況を踏まえ、通勤・通学や観光等の多様なニーズに対応した路線・ダイヤの見直し等、利便性向上に向けた新たな仕組みを構築します。
- 近江鉄道線が通勤、通学等に必要な交通軸であることを理解し、「近江鉄道沿線地域公共交通計画」に基づき、沿線地域全体で維持・活性化を推進します。
- 持続可能な公共交通網の形成に向け、地域コミュニティ等が運営する送迎サービス（互助輸送）や自動運転等の新たな交通システムの導入・支援に向け、調査・研究を行います。
- 脱炭素社会の実現に向け、自家用車に過度に頼らないためのモビリティ・マネジメントを推進するとともに、次世代モビリティの導入など、時代のニーズに応じた移動手段の検討を進めます。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりなど社会情勢に合わせた取組を進めます。



## 施策2 交通結節点の機能充実

- コンパクトなまちづくりを推進するため、民間事業者と連携し、駅周辺の交通結節機能の強化や利用促進策の検討を行います。
- 交通結節点において、待合環境（バス停、停留所）を充実させることや MaaS\*を見据えた乗り換えの利便性向上について検討します。
- 駅からの二次交通として、主要箇所などへのシェアサイクルの導入を検討するとともに、県が推進する「ピワイチ・プラス\*」と連携し、新たな誘客のコンテンツとしての面的発信に取り組みます。
- 愛知川駅周辺の環境整備を推進し、公共交通利用者の利便性の向上を図るとともに、中心市街地としての魅力の向上に努めます。

## 施策3 公共交通の利用促進

- 公共交通に対する抵抗をなくし、自動車からの利用転換を促すため、公共交通を身近な乗り物であると感じてもらうための乗車体験や日頃使い慣れていない人の目線に立った広報等を行います。
- 潜在的な利用者のニーズを把握し、不安や疑問を解消し、利便性の向上につなげます。
- 高齢者を含む移動制約者の支援に向けた方策を検討します。

## 協働の取組

- 地域コミュニティと連携した送迎サービス（互助輸送）を推進し、きめ細やかな公共交通サービスの充実を図ります。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
愛のりタクシーの利用者数および乗合率	6,223人（1.5人／便） （2021年度）	9,000人（1.8人／便） （2027年度）
バス角能線の輸送人員	58,609人 （2022年度）	75,000人 （2027年度）
互助輸送に取り組む自治会数	3自治会 （2022年度）	5自治会 （2027年度）

### 関連する個別計画等

- ・湖東圏域地域公共交通網形成計画
- ・近江鉄道沿線地域公共交通計画

## 5-5. 環境の保全

### 現況と課題

- 近年、自然環境の保全や自然とのふれあいに対する関心が高まり、自然環境を保全・再生するとともに、自然に親しめる環境づくりを進め、人と自然が共生するまちづくりが求められています。
- 本町は、愛知川と宇曽川の伏流水に恵まれ、古くから水との関わりが深く、ホタルの生息が可能な環境を維持していることや、滋賀県レッドデータブック\*に掲載されている植物が湿生林に生育するなど、豊かな自然資源を有しています。
- この良好で恵み豊かな環境を守り育て、未来を担う子どもたちの自然を大切に作る心が醸成されるよう、生き物や環境の大切さを学ぶ機会を提供することが重要です。
- 一方で、環境問題に対する意識が高まり、安全で衛生的な生活環境が求められる中、ごみの不法投棄や適正な管理がされていない空き地があることから、一人ひとりが美化意識を持ち、環境美化活動に取り組むことが不可欠です。
- 本町では、町民の身近な生活環境に関する行動の基本となる事項等を定めた「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」に基づき、一人ひとりが役割と責任を認識し、美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。
- 日頃から一人ひとりの美化意識の啓発に努めるとともに、主体的に環境美化活動に関わることができるよう、行政・町民・事業者等がともに取り組んでいける体制や仕組みづくりが必要です。

#### 施策の 基本的方向

町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して環境保全活動を積極的に行い、美しいまちづくりを推進します。

### 主要施策

#### 施策1 自然環境の保全

- 一人ひとりが自然環境に目を向けながら環境保全への認識が深まるよう、積極的な情報提供に努めます。
- 未来を担う子どもたちが豊かな自然環境の大切さについて、体験を通じて学ぶことで、環境に関する意識を高められるよう、学習の場や機会の充実に努めます。
- イベント等を通じて環境問題に関心を持ち、実際に取り組んでもらえるよう環境教育・環境学習の充実に努めます。

#### 施策2 生活環境の保全

- 美化推進委員や不法投棄監視員、関係機関との連携強化を図り、環境美化への取組体制の充実に図ります。
- ごみの不法投棄が多発する地域等で巡回の強化を図り、予防・監視・取締りに努めます。
- 自治会や各種団体等に環境美化運動を呼びかけ、自主的な清掃活動等を促進します。
- やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例に基づき、適正な管理がされていない空き地の所有者に通知・指導を行い、地域の良好な生活環境の維持に努めます。

### 施策3 公害防止対策の充実

- 大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。
- 事業者と公害防止協定を締結し、環境保全と地域の良好な生活環境の維持に努めます。
- 公害や公害防止対策に関する情報提供、啓発活動により環境保全に努めます。

### 協働の取組

- 町民一人ひとりが環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次代に引き継ぐことができるよう環境教育や環境学習を推進します。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
自然環境学習会	3回／年 (2021年度)	8回／年 (2027年度)
不法投棄監視パトロール	1回／月 (2021年度)	2回／月 (2027年度)
河川水透視度調査実施回数	10回／年 (2021年度)	12回／年 (2027年度)

#### 関連する個別計画等

- ・やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
- ・第2次愛荘町環境基本計画
- ・第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）

## 5-6. 循環型社会の形成

### 現況と課題

- 都市化の進展や生活スタイルの変化により、ごみの質や種類のほか、地域住民からの要望も多様化し、ごみの減量化や資源化は行政だけにとどまらず、町民・事業者などとの協働による取組が重要となっています。
- 本町では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、その他資源ごみの分別収集を行っており、循環型社会を形成するためには、省資源・リサイクル活動を一層推進していくことが求められています。
- 今後も、ごみの分別や減量化への啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効に利用するために、ごみの中から可能な限り資源を回収し、資源化率を向上させていくことが必要です。
- 一方で、近年の温室効果ガス濃度の上昇に伴う地球温暖化により、豪雨や大雪などの異常気象が生じ、私たちの生活や社会に影響を及ぼしていることから、町民、事業者、行政が一体となり、様々な対策を講じていく必要があります。
- さらに、低炭素のまちづくりを目指した取組を推進し、省エネルギー型のライフスタイル、ワークスタイルへの転換を図るなど、環境にやさしい持続可能な社会を形成していくことが重要です。

### 施策の 基本的方向

循環型社会の形成および低・脱炭素のまちづくりを推進し、環境にやさしい持続可能な社会を形成します。

### 主要施策

#### 施策1 ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、家庭・事業所での減量化や再利用を推進します。
- 4R [発生抑制（リフューズ）、ごみの減量化（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）]に取り組むため、町民および事業者の主体的な行動を促すよう、情報提供、啓発活動に努めます。
- 資源ごみの分別収集を継続し、資源化率の向上に向けた取組を推進します。

#### 施策2 環境にやさしい暮らしの推進

- グリーン購入\*やフードロスの削減など、環境に配慮した取組を進めていくとともに、一人ひとりが環境に配慮する機運を醸成します。
- 家庭用生ごみ処理機や処理容器による生ごみの減量化と堆肥の再利用を促進します。
- 粗大ごみ等からまだ使用できるものを選別して再利用するリユースを促進します。

### 施策3 地球温暖化・省エネ対策の推進

- 家庭や事業所での省エネルギー機器の導入・更新や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、導入事例や補助等の様々な情報提供に努めます。
- 愛荘町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）に基づき、公共施設等や公用車における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を進めます。
- 「エコドライブ」や「クールビズ・ウォームビズ\*」への取組を啓発することで、省エネルギー型のライフスタイルへの転換を促進します。

### 施策4 ごみ処理体制の整備

- 湖東地域（彦根・愛知・犬上）の新ごみ処理施設の建設にあたり、温室効果ガス排出削減やごみの減量化・資源化に向けて関係者および関係機関との協議を進め、稼働するまでの間についても減量化に向けた取組を実施します。

## 協働の取組

- ごみ問題について学習し、4Rの取組を推進することで、ごみの減量化・資源化に努めます。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
1人当たりのごみ排出量	614 g / 人・日 (2021年度)	551 g / 人・日 (2027年度)
グリーン購入率	89.3% (2021年度)	90.0% (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
- ・第2次愛荘町環境基本計画
- ・第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）
- ・彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 6

## 町民が輝き活気にあふれるまちづくり

## 6-1. 地域のまちづくりの推進

## 現況と課題

- 地方分権社会では、これまでの画一的な地域のまちづくりから、各地域の個性を活かした自立的・主体的なまちづくりが求められています。
- このような住民自治の流れが加速する中、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、自治会加入率の低下や役員のなり手不足などが地域コミュニティの課題となっており、新型コロナウイルス感染症のまん延が、その進行に拍車をかけています。
- 一方で、防災や清掃活動など様々な分野において活気ある地域づくりに取り組んでいる自治会もあり、町民主体のまちづくりを推進するためには、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が極めて重要になっており、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる関係性の構築など、人と人の“つながり”や“きずな”を育むことができる社会が求められます。
- 地域が主体となった住みよいまちづくりを進めていくためには、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちでつくりあげる」という自治意識を高めていくとともに、コミュニティ組織の活性化やコミュニティ組織と行政との協働が必要です。
- さらに、多様化するニーズや地域の課題に対応するためには、行政や自治会だけでなく、ボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）などの社会貢献活動団体によるまちづくりが必要となります。
- より住みよい地域社会を築いていくために、活動団体の発掘や育成、ネットワークづくりなど、活動団体が交流できる場づくりを進めることで、まちづくりのアイデアを町民と行政が共有し一緒に実現できる環境を整備することが必要です。

**施策の  
基本的方向**

町民と行政が地域の実態に関する相互理解を深め、“この地域に住んでよかった”“この地域に住み続けたい”と思える地域づくりを目指します。

## 主要施策

**施策1 コミュニティ意識の醸成**

- コミュニティ組織の役割や重要性について啓発し、自治会のない地域の自治会設立および近隣自治会への加入を促すとともに、自治会未加入者の自治会への加入促進に努めます。
- より多くの町民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、様々な活動に関する情報発信や活動に参加するためのきっかけづくりを進め、心のふれあいや連帯感の醸成を図ります。



## 施策2 コミュニティ活動の推進

- 自治会が地域の実情や特色にあわせて継続的に地域づくりを実施できるよう、先進的に取り組む自治会組織の情報提供を行い、持続可能な自治会活動に向けた仕組みづくりを支援します。
- 各自治会の地域づくりの指針である「地域のまるごと活性化プラン」の策定を促し、地域のつながりや“きずな”を深める活動を促進するとともに、誰もが希望する場所で自分らしく住み続けられる地域づくりの推進に努めます。
- 地域の活性化や課題に対し、複数の自治会により広域的な取組を行える仕組みづくりを検討します。

## 施策3 まちづくり活動の推進

- 多様化するニーズや地域の課題に対応するため、ボランティア団体やNPO法人などのまちづくり活動団体の発掘・育成に努めます。
- ボランティア団体やNPO法人など、活動団体のネットワークづくりや交流できる場づくりを進め、各団体の連携や協働の取組を推進します。

### 協働の取組

- 職員が自発的に地域住民とのコミュニケーションを持つことで、地域の状況の把握や、資源や人材の発掘を行うとともに、自治会の実情に寄り添った施策の実施と協働意識の向上に努めます。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
地域の自治活動の振興に「満足」・「やや満足」と思う町民の割合 (※町民アンケート結果から)	13.4% (2021年度)	20.0% (2027年度)
「地域のまるごと活性化プラン」の 取組自治会数	2自治会 (2021年度)	20自治会 (2027年度)
自治会未加入地域	7地域 (2021年度)	4地域 (2027年度)

## 6-2. 多文化共生の推進

### 現況と課題

- 本町では、定住外国人の占める割合が県内自治体で2番目に高い割合となっており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合い、お互いの違いを理解・尊重するとともに、支え合いながら国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。
- 愛荘町国際交流協会(AIFA)と連携し、国際交流や異文化理解のための取組を行っていますが、定住外国人のための日本語教室や放課後学習支援教室、町民との交流事業などの、町民一人ひとりに国際感覚を養ってもらえる機会の提供が減少していることから、様々な違いを受け入れる心豊かな生活を送るための環境づくりが必要です。
- 定住外国人が暮らしやすいまちを目指して、ポルトガル語に対応した広報紙や案内、窓口業務の支援を行ってきましたが、定住外国人の中には、言葉や文化、習慣の違いなどにより日常生活に困難を感じている人が多く見受けられます。
- そのため、定住外国人が情報弱者とならないよう有益な情報提供を行うとともに、多様な定住外国人に対応していくため「やさしい日本語」の活用を推進するなど、国際化に対する町民意識の高揚を図ることが重要となります。
- また、新型コロナウイルス感染症のまん延による渡航規制や日常生活の制限は、人と人の直接的な交流機会の減少につながるおそれがあり、国際化に対応した新たな人材の育成・確保が困難になることが懸念されます。
- 新しい生活様式を取り入れた社会的・文化的なつながりは、これまで以上に国際交流の強化に期待できます。新たな交流の可能性を注視し、世界各地と交流が行えるよう、町民の意識向上や相互が持つ魅力や資源の掘り起こしを目的に、新たな展開を図っていくことが重要となります。

#### 施策の 基本的方向

多様な人材が活躍でき、活気あるまちづくりを進めるため、国籍や民族などの異なる人々が互いの価値観を認め合い、対等な関係が築けるよう多文化共生を推進します。

### 主要施策

#### 施策1 啓発と交流機会の充実

- 定住外国人の防災意識の高揚を図るため、防災訓練への参加を呼びかけ、災害時における外国人被災者への支援体制を充実します。
- 各学校や他の教育機関に在籍する外国人児童生徒が交流できる機会を設け、言葉や文化、生活習慣の違いなど、異文化の学習・交流機会づくりを推進します。
- 町民の人権意識の向上を図り、定住外国人に対する差別や偏見を無くすとともに、多様な背景をもった人々がそれぞれの文化を認め尊重し、ともに暮らす社会が実現できるよう、啓発・教育を充実します。
- 町および自治会のイベント活動に定住外国人が参加できる環境づくりや定住外国人が積極的に活動・行動できる機会を提供し、さらなる地域の活性化を図ります。

## 施策2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

- 定住外国人が等しく必要な情報や行政サービスを受けられるよう、定住外国人支援員による生活相談をはじめ、SNS等の多様な媒体を活用し多言語化を図り、生活情報の充実に努めます。
- 定住外国人が地域社会で自立して生活できるよう、語学力を高める取組を進めるとともに、定住外国人だけでなく、高齢者や子どもにも分かりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発を図ります。
- 外国人児童生徒の教育に関する相談や通訳など、教育支援の充実に努めます。
- 町政に定住外国人の意見が反映されるよう、審議会や委員会等への参画を促進します。

## 施策3 国際交流の推進

- 町民一人ひとりが国際感覚を身につけ心豊かな生活が送れるよう、国際化に向けた環境づくりを進めます。
- 定住外国人の一元的窓口となる愛荘町国際交流協会（AIFA）を支援し、生活相談や日本語教室を拡充するなど、児童生徒を含む定住外国人の学習機会の提供および学習支援を強化します。
- 国際理解を深める教育の充実に努めるとともに、国際社会を生き抜くための幅広い視野と豊かな人間性を育む機会の創出に努めます。

### 協働の取組

- 定住外国人との積極的な交流を促し、国際化に対する町民意識の高揚を図ります。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
審議会・委員会等への定住外国人の登用数	1人 (2021年度)	3人 (2027年度)

## 6-3. 人権尊重社会の実現

### 現況と課題

- だれもが自分らしく暮らすことのできる平和で豊かな社会を実現するためには、町民一人ひとりの基本的人権が尊重されることが必要です。
- 本町では、「人権尊重のまちづくり宣言」や「人権尊重のまちづくり条例」を具現化するため、「人権尊重のまちづくり推進基本計画」に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消や人権擁護・人権意識の高揚に向けた取組を推進しています。
- 家庭・地域・学校・職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進することが必要であり、今後も人権教育を総合的に推進していくことが重要です。
- 2016年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことを踏まえて、引き続き人権政策に取り組むとともに、マイノリティ（社会的少数派）の人々に対する偏見や誤解から差別につながるなどの人権問題についても正しい認識と理解を深め、差別のない明るい社会の実現に努めなければなりません。
- さらに、従来の人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症による偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷や差別書き込みなど、複雑化・多様化する人権問題に対しても正しい知識や情報に基づき行動をとることができるよう対策の強化を講じていく必要があります。
- 地域総合センターにおいては、人権尊重のまちづくりを進める拠点施設としての役割とともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の地域交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められており、地域のニーズを的確に把握した交流事業などを推進していく必要があります。
- 対象地域の生活環境事業については、これまで一定の成果をあげることができましたが、一部に完了できていないところがあるため、早期完了に向けて事業を推進していく必要があります。

#### 施策の 基本的方向

町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりの推進に向けた教育・啓発に努めます。

### 主要施策

#### 施策1 人権尊重に関する体制づくり

- すべての町民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発資材の作成・配布や人権研修の実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ継続的に啓発事業を推進します。
- 法務局や人権擁護委員との連携を強化し、「特設人権なんでも相談所」の開設による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- 人権尊重のまちづくりを推進するため、「第2次人権尊重のまちづくり推進基本計画」および「人権に関する町民意識調査結果」に基づく施策の点検・強化を行います。また、人権尊重に関する総合行政を推進するための取組を充実します。

## 施策2 人権教育・啓発の推進

- 愛荘町人権教育推進協議会や各地域の人権教育実施団体の活動支援に努めるとともに、各種研修講座、啓発資材等の作成・配布など、あらゆる機会と場をとらえて町民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。
- 学校における人権教育を家庭・地域に向けて情報発信し、家庭・地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- 安心して働くことのできる差別のない職場づくりを進めるため、町内企業・事業所に対する訪問指導を充実することで、企業内での人権研修を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や人権侵害、インターネット上での人権侵害に関する教育や啓発に努めます。

## 施策3 地域総合センターの運営充実

- 地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとしてのさらなる活用を図ります。
- 広く人権に係る事業を総合的に実施するとともに、生活相談や就労支援などをはじめとする各種相談事業や地域住民の交流事業、地域住民のニーズに応じた地域福祉事業などを展開します。
- 学習支援のセーフティネットの場として、児童の基礎学力の向上や仲間づくりを通じた生活習慣を身につけることを目的に、各種教室を開催します。

## 施策4 環境改善対策等の推進

- 対象地域の生活基盤の整備について、残された事業の早期完成を目指し、関係者との協議を進め、積極的に推進します。

## 協働の取組

- 愛荘町人権教育推進協議会や各地域の人権教育実施団体などとの協働により、人権教育・啓発活動を推進します。

## 施策指標

指標	現状値	目標値
人権学習会実施自治会数	52自治会 (2022年度)	52自治会(全自治会) (2027年度)

### 関連する個別計画等

- ・愛荘町人権尊重のまちづくり宣言
- ・愛荘町人権尊重のまちづくり条例
- ・第2次愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画
- ・愛荘町教育大綱（愛荘町教育振興基本計画）

## 6-4. 男女共同参画社会の実現

### 現況と課題

- すべての人が、個人として尊重され、ともに生きる社会の実現のためには、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の推進が求められます。
- 本町では、2019年に「第2次愛荘町男女共同参画社会推進計画」を策定し、基本理念に「自分らしくいきいきと暮らす 愛のまち」を掲げ、「誰もが尊重される意識づくり」、「誰もが参画できる環境づくり」、「誰もが安心して暮らせる社会づくり」の3つの基本目標のもと、各種施策を推進しています。
- 2022年には、女性活躍のさらなる拡充を求め、「女性活躍推進法」が改定され、大企業を対象とした取組から中堅・中小企業までを対象とした取組へと適用範囲が拡大し、女性が職場で活躍できる社会の実現に向けた法整備も進んでいます。
- 今後、男女共同参画社会に関するさらなる理解の促進が必要となる一方で、潜在化しがちな異性への暴力を根絶するための基盤づくりを早期に推進していく必要があります。
- さらに、社会のあらゆる場において、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにとらわれない社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

#### 施策の 基本的方向

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

### 主要施策

#### 施策1 男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場において性別にとらわれない視点の育成や啓発活動に努めることにより、LGBTQ\*などジェンダー\*に縛られない見方や考え方を養い、町民一人ひとりの意識を高めます。

#### 施策2 男女共同参画の環境づくり

- 仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい環境に配慮した社会を推進します。
- 家庭内での男女の対等な関係をもとに、男女がともに家族的責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- 男女が互いに思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう社会福祉の充実を図ります。
- 働き方改革の推進、均等な雇用機会の確保のほか、ワークライフバランスの推進など性別に関係なく自身の能力を発揮するための取組を推進します。



### 施策3 女性活躍の推進

- 町行政が自ら率先し、女性の管理職への登用、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備を行い、内外に啓発活動を進めます。
- 女性の積極的な社会進出につながるキャリアアップや就業に役立つスキルアップの機会の斡旋など、地域や職場などの場において、女性の活躍や積極的登用を促す環境づくりを促進します。
- 職業対策連絡協議会や人権教育推進協議会などとの連携を深め、性別による格差のない公正な採用選考を企業に求めるための啓発指導を実施します。

### 施策4 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

- ドメスティック・バイオレンス\*（DV）の予防と根絶に向け、あらゆる機会を通じてDVに対する認識を深めるための啓発を推進し、被害者支援のための相談窓口の充実と緊急避難への対応、実態の把握や自立支援を進めます。
- セクシャル・ハラスメント\*やストーカー行為\*など、性差別や人権侵害をなくすための啓発を行うとともに、警察などの関係機関と連携した支援を充実します。
- 相談内容が多種多様であることから、専門的に対応できるよう関係機関と連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

### 協働の取組

- 固定的な性別役割分担意識の解消や社会のあらゆる分野で女性が活躍できるよう啓発に努めます。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）が犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識づくりに努めます。

### 施策指標

指標	現状値	目標値
審議会等に参画する 女性委員の割合	28.7% (2022年度)	34.0% (2027年度)

#### 関連する個別計画等

- ・第2次愛荘町男女共同参画推進計画
- ・第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画

## 第3章 第2次愛荘町総合計画に関連する主な個別計画等

基本方針	計画・指針等の名称	施行日・計画期間等
1	健康あいしょう21（第4期）	2020年度から2024年度まで
	愛荘町のち支え愛プラン	2019年度から2023年度まで
	第3期愛荘町国民健康保険特定健康診査等実施計画	2018年度から2023年度まで
	愛荘町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期	2018年度から2023年度まで
	第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画含む）	2020年度から2024年度まで
	第3次愛荘町食育推進計画	2020年度から2024年度まで
	愛荘町障がい者計画（第4次）および障がい福祉計画（第6期） ・障がい児福祉計画（第2期）	2021年度から2026年度まで 2021年度から2023年度まで
	第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画	2021年度から2023年度まで
	第4期愛荘町地域福祉計画	2020年度から2024年度まで
	第3次愛荘町地域福祉活動計画（愛荘町社会福祉協議会）	2022年度から2026年度まで
	2	愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）
第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画含む）		2020年度から2024年度まで
愛荘町学校施設長寿命化計画		2021年度から2030年度まで
郷土読本「わたしたちの愛荘」		2018年4月一部改定
第3次愛荘町食育推進計画（再掲）		2020年度から2024年度まで
健康あいしょう21（第4期）（再掲）		2020年度から2024年度まで
愛荘町まちじゅう読書の宣言		2009年3月5日議決
愛荘町立図書館基本計画（第2次）		2019年4月策定
3	愛荘町子ども読書活動推進計画（第2次）	2019年度から2023年度まで
	農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想	2022年3月改定
	愛荘町地産地消行動計画（6次産業化推進プラン）	2023年度から2027年度まで
	愛荘町農業振興地域整備計画	2015年11月一部改定
	愛荘町森林整備計画	2020年度から2029年度まで
	彦愛犬鳥獣被害防止計画	2023年度から2025年度まで
	愛荘町創業支援事業計画	2015年度から2025年度まで
	愛荘町観光物産振興計画	2020年度から2024年度まで
	愛荘町導入促進基本計画	2018年7月から2023年7月まで
地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画	2018年1月24日（同意日） から2024年3月まで	

基本方針	計画・指針等の名称	施行日・計画期間等
4	愛荘町地域防災計画	2019年12月一部改定
	愛荘町業務継続計画（BCP）	2022年4月一部改定
	愛荘町国民保護計画	2019年12月一部改定
	愛荘町水防計画	2016年9月一部改定
	愛荘町国土強靱化地域計画	2020年度から2024年度まで
	第11次愛荘町交通安全計画	2021年度から2025年度まで
	愛荘町道路網整備計画	2015年度から2024年度まで
5	愛荘町空家等対策計画	2017年度から2027年度まで
	愛荘町空家等の適正管理に関する条例	2021年6月施行
	下水道施設ストックマネジメント計画	2021年3月策定
	愛荘町営住宅長寿命化計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町耐震改修促進計画	2016年度から2027年度まで
	愛荘町公共下水道基本計画	2009年3月一部改定
	愛荘町都市計画マスタープラン	2022年度から2040年度まで
	愛荘町立地適正化計画	2022年度から2040年度まで
	愛荘町道路網整備計画（再掲）	2015年度から2024年度まで
	愛荘町舗装長寿命化修繕計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町橋梁長寿命化修繕計画	2012年3月策定
	愛荘町道路付属物維持管理計画	2014年2月策定
	湖東圏域地域公共交通網形成計画	2017年度から2023年度まで
	近江鉄道沿線地域公共交通計画	2021年度から2033年度まで
	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	2013年4月1日施行
	第2次愛荘町環境基本計画	2019年度から2027年度まで
	第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）	2020年度から2030年度まで
彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	2022年度から2031年度まで	
6	愛荘町人権尊重のまちづくり宣言	2007年6月22日議決
	第2次愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画	2023年度から2032年度まで
	愛荘町人権尊重のまちづくり条例	2007年6月22日施行
	愛荘町教育大綱（第2期愛荘町教育振興基本計画）（再掲）	2020年度から2024年度まで
	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年度から2028年度まで
	第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画含む）（再掲）	2020年度から2024年度まで

## □分野横断の包括的な計画等

愛荘町ランドデザイン2040	2022年度から2040年度まで
新町まちづくり計画	2005年度から2025年度まで
第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編、総合戦略編）	2020年度から2024年度まで
愛荘町人材育成基本方針	2018年4月策定
第2次愛荘町行財政改革大綱	2019年度から2027年度まで
愛荘町公共施設等総合管理計画・改訂版	2017年度から2026年度まで
愛荘町情報公開条例	2006年2月13日施行
湖東定住自立圏の形成に関する協定書	2009年10月4日協定
湖東定住自立圏共生ビジョン	2020年度から2024年度まで